

No. 1111

# アルゼンティン国立漁業学校

## 計画打合せチーム報告書

1983.12

国際協力事業団

林水産  
JIR  
83 32

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that proper record-keeping is essential for transparency and accountability, particularly in financial reporting and auditing. The text notes that incomplete or inconsistent records can lead to significant errors and misstatements, which may have legal and financial consequences for the organization.

2. The second part of the document addresses the challenges associated with data management and storage. It highlights the need for robust security measures to protect sensitive information from unauthorized access, loss, or theft. The text also discusses the importance of data backup and recovery procedures to ensure business continuity in the event of a disaster or system failure. Additionally, it touches upon the growing concerns of data privacy and compliance with regulations such as the General Data Protection Regulation (GDPR).

3. The third part of the document focuses on the integration of technology into business processes. It explores how digital tools and automation can improve efficiency, reduce costs, and enhance the overall performance of an organization. The text mentions the importance of selecting the right technology solutions that align with the organization's goals and needs. It also discusses the role of training and development in ensuring that employees are equipped with the necessary skills to effectively use these technologies.

4. The fourth part of the document discusses the importance of strong leadership and effective communication. It emphasizes that clear communication is essential for setting a vision, aligning the organization's resources, and motivating employees. The text notes that leaders should be transparent, listen to their team members, and provide regular feedback. It also discusses the importance of fostering a culture of collaboration and innovation, where employees feel empowered to share their ideas and contribute to the organization's success.

5. The fifth part of the document addresses the importance of risk management and compliance. It highlights that organizations must identify, assess, and mitigate potential risks to avoid financial losses and reputational damage. The text discusses the need for a comprehensive risk management framework that covers all aspects of the organization's operations. It also emphasizes the importance of staying up-to-date with regulatory requirements and ensuring that the organization is in full compliance with all applicable laws and regulations.

6. The sixth part of the document discusses the importance of customer satisfaction and loyalty. It notes that providing excellent customer service is a key differentiator for many organizations and can lead to increased sales and repeat business. The text discusses various strategies for improving customer satisfaction, such as personalized service, prompt response times, and high-quality products. It also mentions the importance of gathering customer feedback and using it to make improvements to the organization's offerings.

7. The seventh part of the document addresses the importance of financial management and budgeting. It emphasizes that effective financial management is crucial for the long-term success and sustainability of an organization. The text discusses the need for a clear budget and financial plan that outlines the organization's financial goals and how they will be achieved. It also discusses the importance of monitoring financial performance and making adjustments as needed to stay on track.

8. The eighth part of the document discusses the importance of human resources management. It highlights that attracting, developing, and retaining top talent is essential for an organization's success. The text discusses various strategies for recruiting and hiring the right people, such as using multiple channels and conducting thorough interviews. It also discusses the importance of providing ongoing training and development opportunities to help employees grow and advance in their careers.

9. The ninth part of the document addresses the importance of environmental, social, and governance (ESG) factors. It notes that these factors are increasingly becoming a focus for investors, customers, and other stakeholders. The text discusses the need for organizations to integrate ESG considerations into their business operations and reporting. It also mentions the importance of being transparent about ESG performance and taking steps to improve it where necessary.

10. The tenth part of the document discusses the importance of innovation and continuous improvement. It emphasizes that organizations must constantly seek out new ways to improve their products, services, and processes to stay competitive in a rapidly changing market. The text discusses various strategies for fostering innovation, such as encouraging employee ideas, investing in research and development, and forming strategic partnerships. It also mentions the importance of creating a culture of continuous improvement where everyone is encouraged to identify and address areas for improvement.

アルゼンティン国立漁業学校

計画打合せチーム報告書

1983. 12

国際協力事業団

JICA LIBRARY



1054064[9]

国際協力事業団	
受入 月日 '84.10. 5	701
	89
登録No. 10783	FDT

## は し が き

アルゼンティン共和国は、豊富な漁業資源を有する同国南部パタゴニア海域における漁業振興をパタゴニア地域開発の中核として位置づけており、この計画の実施に必要な近代的漁業技術を身につけた漁業技術者等の不足を解消するため、漁業訓練センターを設立したい希望を持っており、本件に対する技術協力を我が国に要請してきた。

これに対して、昭和54年10月、アルゼンティン共和国ヴィデラ大統領が国賓として来日した際、故大平総理大臣との共同コミュニケにおいて、我が国として本件に対し協力する用意がある旨を表明した。

これを踏まえて、当事業団は昭和56年4月、アルゼンティン共和国の要請内容の確認、現地視察、情報収集のために事前調査団を派遣した。

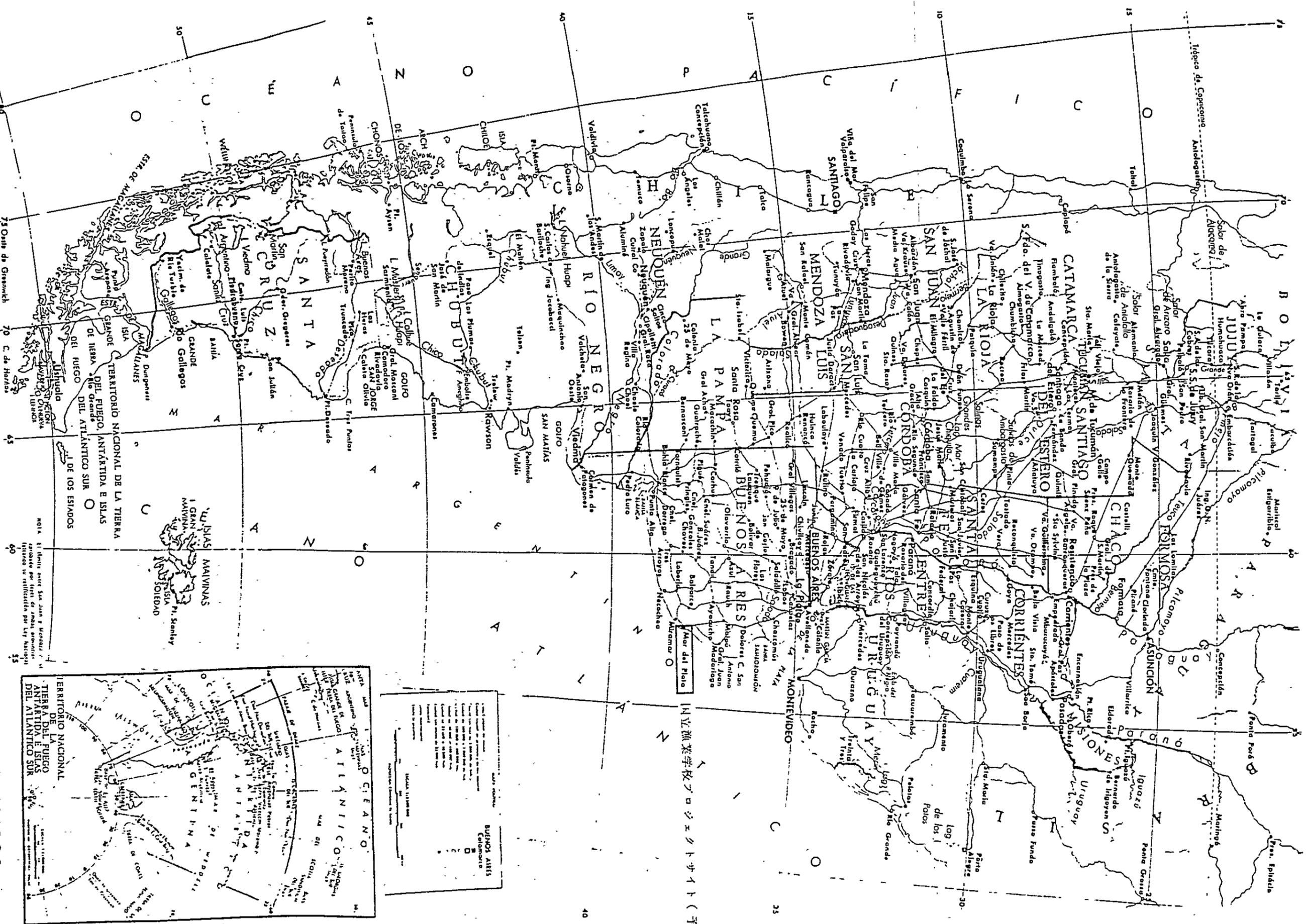
その後のマルビナス紛争の終息を機に、昭和58年3月、実施協議調査団を派遣して、本センタープロジェクト（後に「国立漁業学校プロジェクト」に正式改称）にかかるマスタープランにつき協議し、アルゼンティン共和国側と大筋の合意に達した。それを受けて、58年10月22日から11月11日までの21日間にわたって、日本栽培漁業協会理事長恩田幸雄氏（元水産庁次長）を団長とする計画打合せ調査団を派遣し、プロジェクトにかかる討議録（R/D）及び実施計画について協議を行なった。本報告書は、上記調査の結果をとりまとめたものである。

本調査団を派遣するに際し、御協力を賜わった外務省、農林水産省、文部省、在アルゼンティン共和国日本大使館の関係各位、並びに調査に参加していただいた団員の方々、加えてアルゼンティン共和国政府関係者に深甚の謝意を表わすと共に、今後のご協力をお願いする次第である。

昭和58年12月

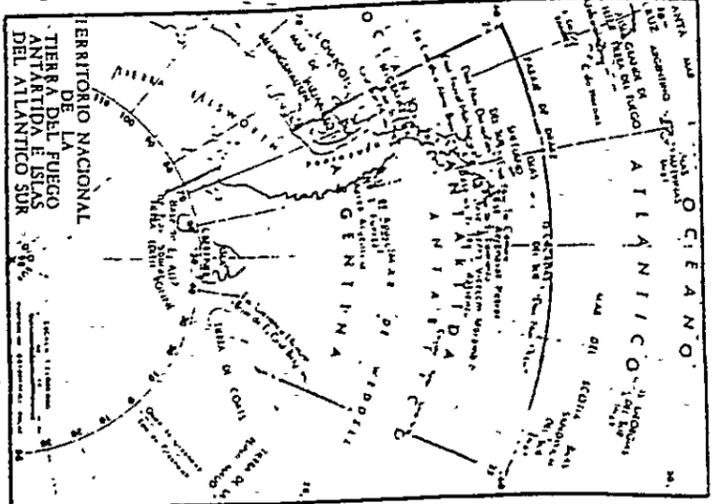
国際協力事業団

理事 松山良三



国立漁業学校プロジェクトサイト(予定)

BUENOS AIRES	
Coleman	
1	100000
2	200000
3	300000
4	400000
5	500000
6	600000
7	700000
8	800000
9	900000
10	1000000
11	1100000
12	1200000
13	1300000
14	1400000
15	1500000
16	1600000
17	1700000
18	1800000
19	1900000
20	2000000
21	2100000
22	2200000
23	2300000
24	2400000
25	2500000
26	2600000
27	2700000
28	2800000
29	2900000
30	3000000
31	3100000
32	3200000
33	3300000
34	3400000
35	3500000
36	3600000
37	3700000
38	3800000
39	3900000
40	4000000
41	4100000
42	4200000
43	4300000
44	4400000
45	4500000
46	4600000
47	4700000
48	4800000
49	4900000
50	5000000
51	5100000
52	5200000
53	5300000
54	5400000
55	5500000



1000

1000

1000

1000

1000

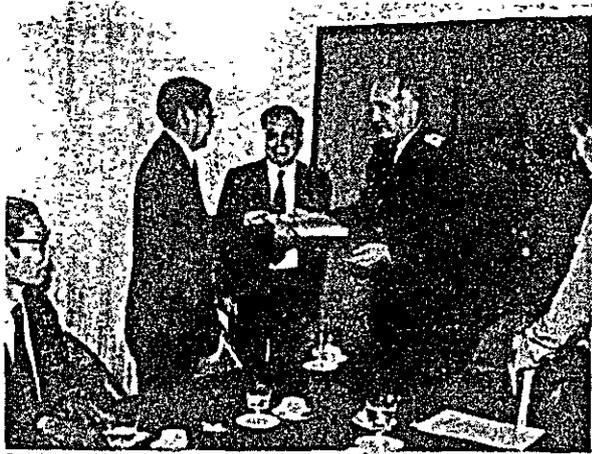
1000

1000

1000

1000

1000



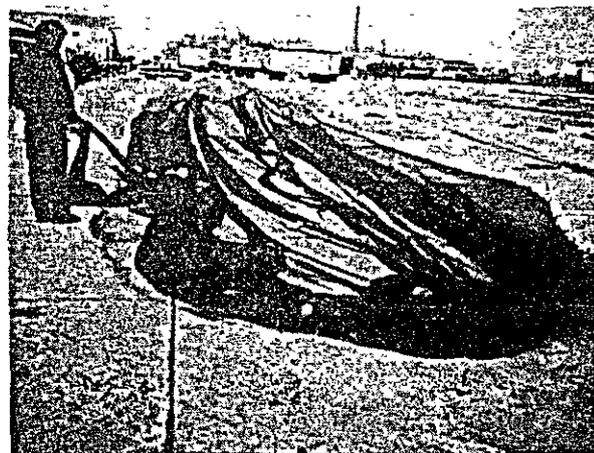
1.  
恩田団長帰国の挨拶（海軍省にて）  
左より小 副団長，恩田団長，通訳の野村氏，BONINO少  
将（教育総局長），半分映っているのはMOEREMANS大  
佐（同次長）



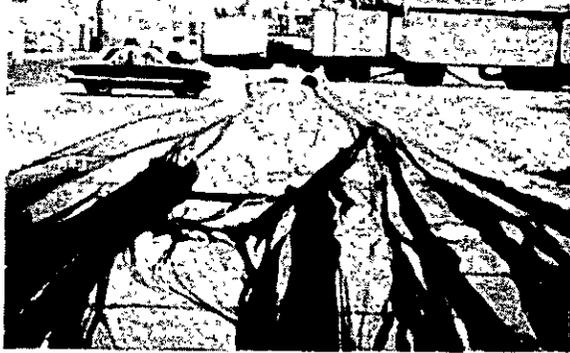
2.  
外務省を表敬訪問（ムサキオ氏と会談中の恩田団長）



3.  
Mar del Plata の水産界で活躍している日系人  
左より川鉄商事の下田氏，水産に関係する日系人の長老の  
中村氏，丸山船長，一人おいて右端は電子関係の修理を一  
手に引き受けている光電製作所の北島氏



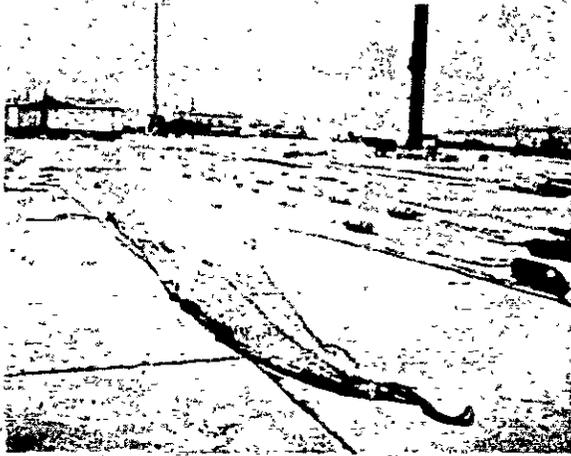
4.  
Mar del Plata 漁港にあった典型的な Iampara net（全景）



5. Mar del Plata 漁港にあった典型的な lampara net (袖網部分)



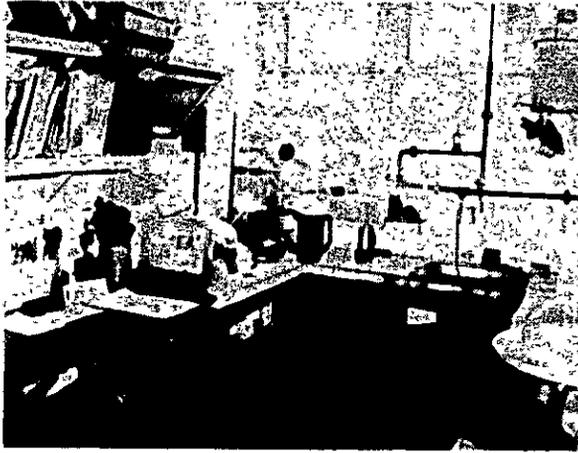
6. Mar del Plata 漁港にあった典型的な lampara net (魚捕り口)



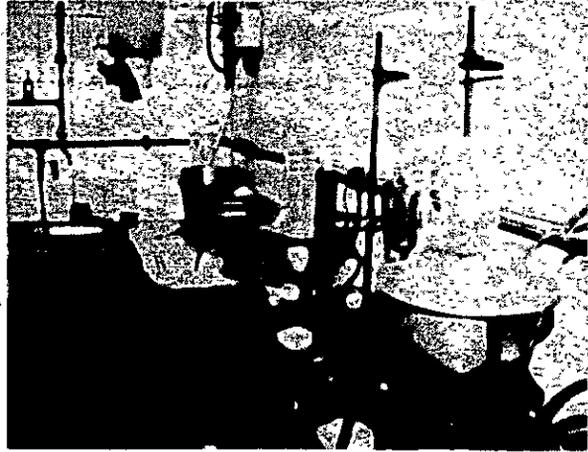
7. Mar del Plata 漁港にあった典型的な Larsen net (全景)  
4-7 について、いずれもよくしられた漁法であるが、INIDEP の人が紹介し、ここでも実用化したものである。



8. Mar del Plata にある — 冷蔵工場の全景



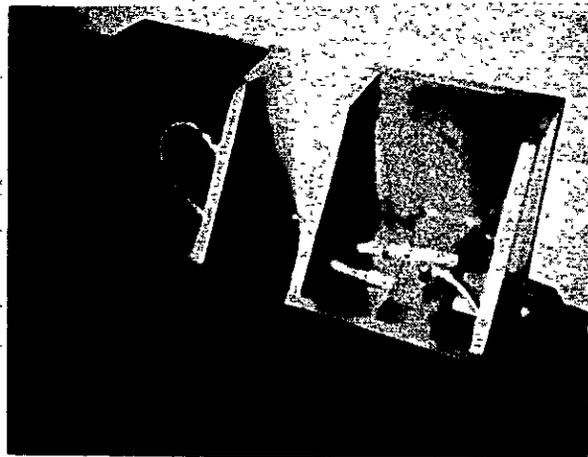
9. 冷凍工場付属の検査室 (1)



10. 冷凍工場付属の検査室 (2)



11. 冷凍工場の入口にある手足の洗浄装置 (全景)



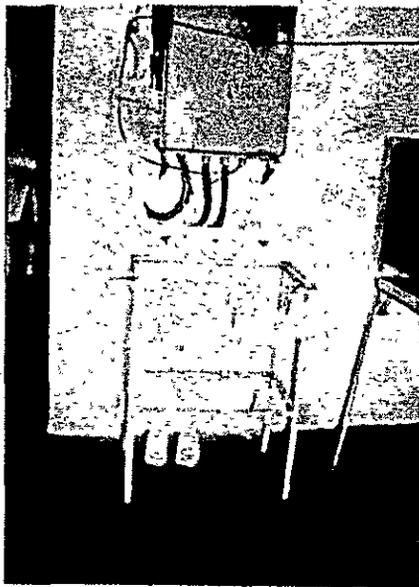
12. 冷凍工場の入口にある手足の洗浄装置 (中にあるホースで長靴を洗う)



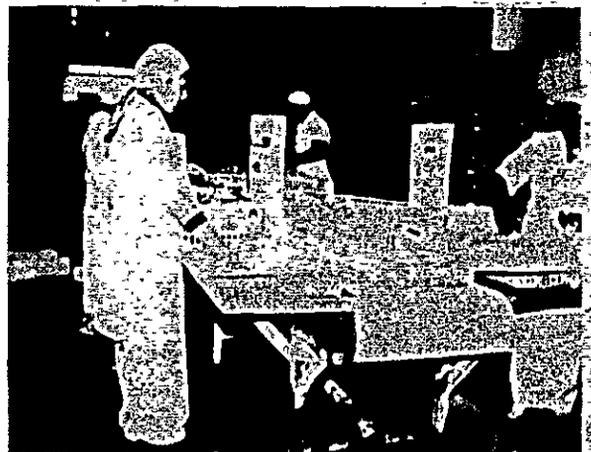
13.  
冷凍工場における作業（原料投入）



14.  
冷凍工場における作業（フィラー製造）



15.  
冷凍工場における作業（フィラー製造は歩合制になっているので、一定量ごとにこの札をもらう）



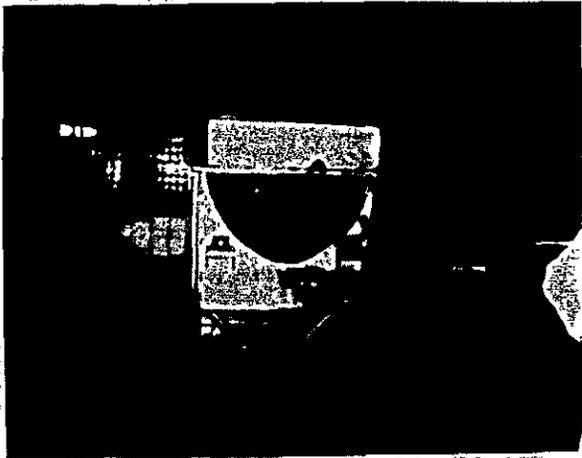
16.  
冷凍工場における作業（フィラーを一枚ずつ計量して分類する）



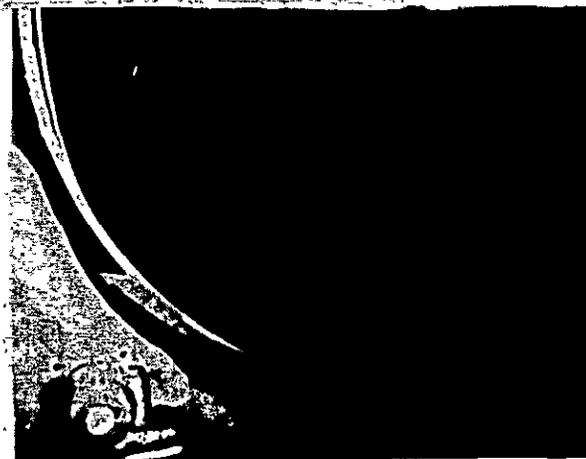
17.  
冷凍工場における作業  
(フィレーを次亜塩素酸ソーダで処理する)



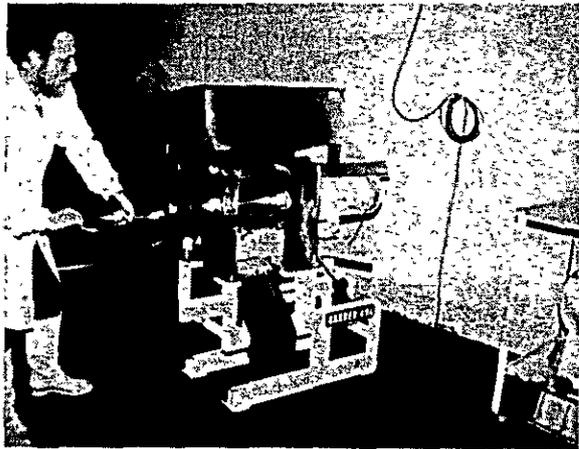
18.  
冷凍工場にあるコタクトフリーザー



19.  
冷凍工場にある処理機械(魚洗い機)

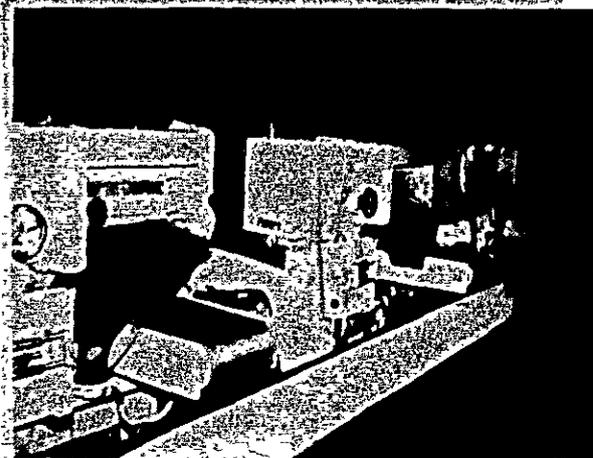
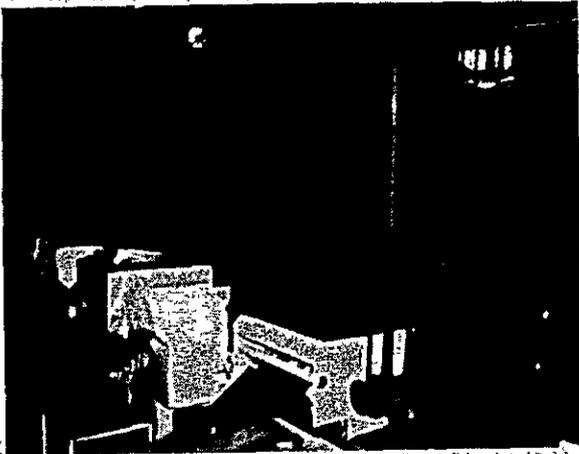


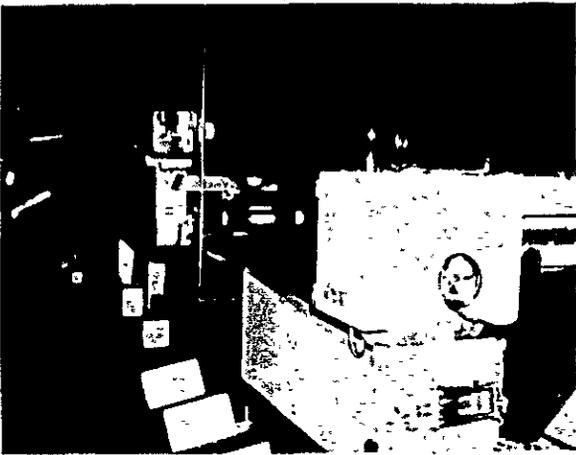
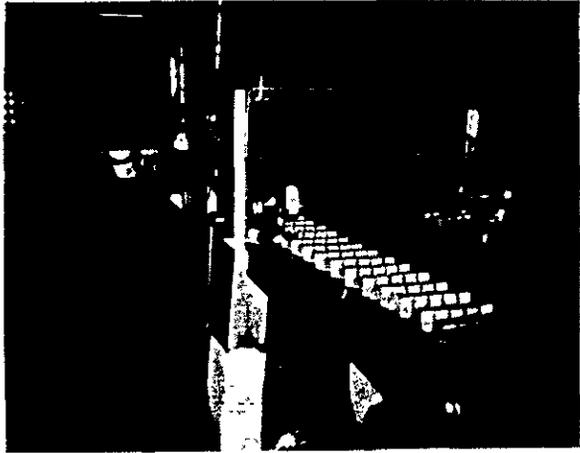
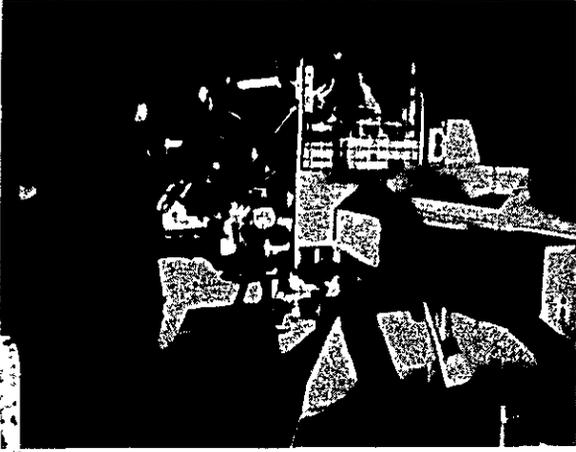
20.  
冷凍工場にある処理機械(魚洗い機)



21.

-27. 冷凍工場にある処理機械

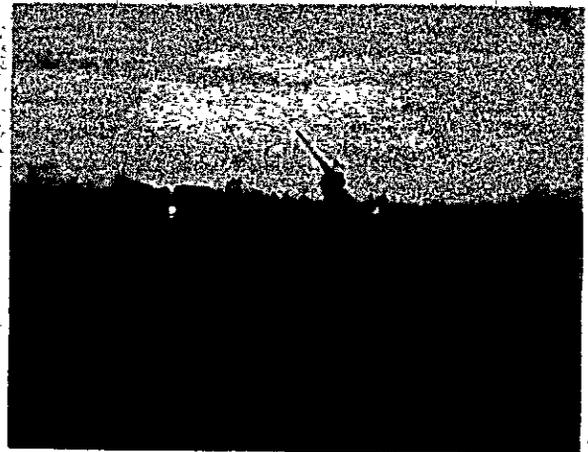




28.  
冷凍工場にある冷凍庫（外観）



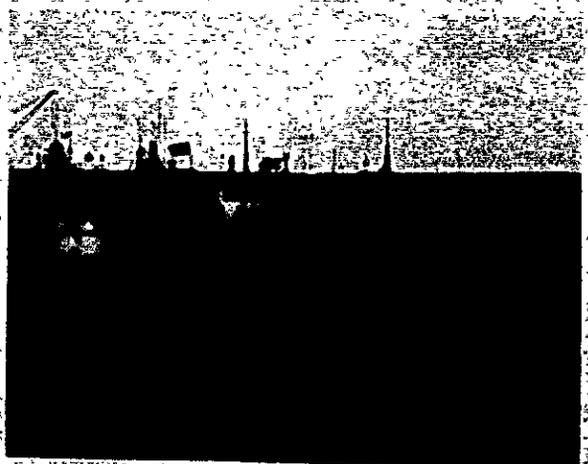
29.  
冷凍工場にある冷凍庫（内部）



30.  
Madryn 漁港の全景  
速波の海岸から木製の長い棧橋があり、その先端に船を  
つけ、トラックで荷役する。



31.  
Madryn 漁港 海に向かって左側



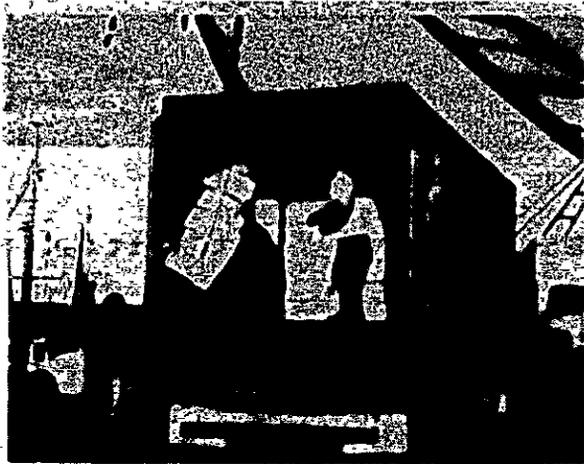
32.  
Madryn 漁港 海に向かって右側



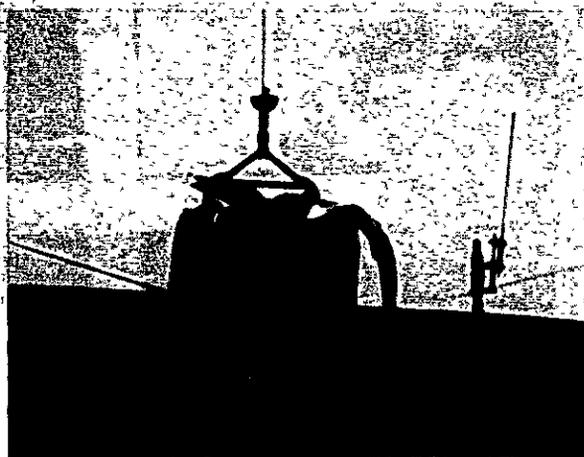
33.  
Madryn 漁港  
古いトロール船で船尾操業型、スタンランプなし、  
楯田オッター使用

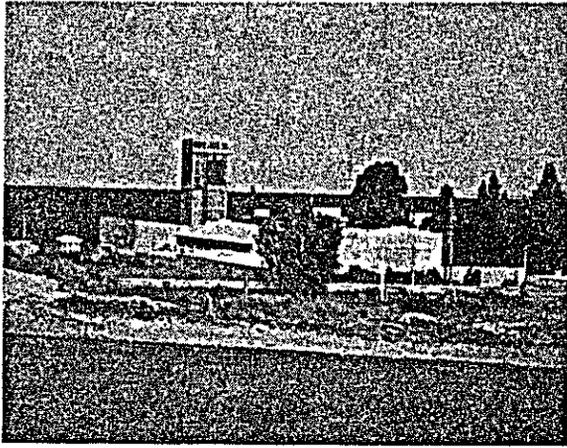


34.  
Madryn にある水産会社 CONARPESA の事務室  
沢山の人が話かけていたが、入口には「今日は新規求人  
なし」という貼紙があった。

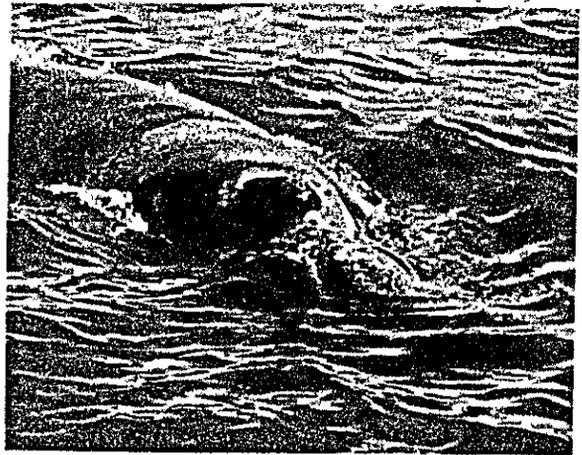


35-36  
Madryn 漁港における水揚げ  
小さい魚はプラスチックの函に入っていたが、大きい魚  
はバラ積み。いずれも氷蔵。(36 遠景は町はずれにある  
冷凍工場)

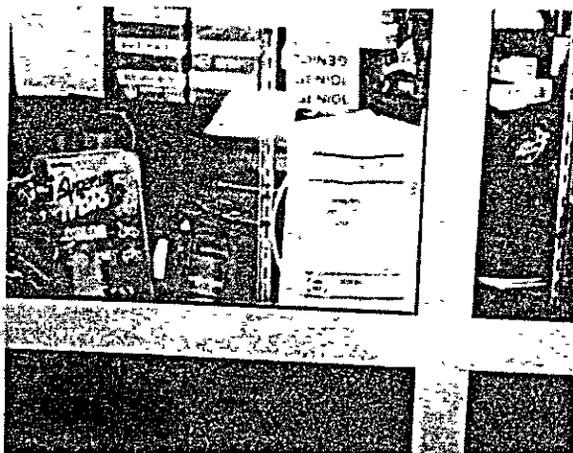




37  
Madrynにある冷蔵工場



38  
Valdéz 半島沖のクジラ  
観光地でよくなれており、ボートのすぐ近くまでよってくる。



39  
Trelew 空港の売店で売っていた風呂に使うための海藻製品  
「海の香りが一年中あなたの家に」と書いてあった。

# 目 次

はしがき

地 図

写 真

第 1 部 本 論 .....	1
Ⅰ プロジェクトの経緯 .....	3
Ⅱ チームの派遣目的 .....	5
Ⅲ チームの団員構成 .....	6
Ⅳ チームの日程 .....	7
Ⅴ 主要面会者リスト .....	13
Ⅵ 国立漁業学校プロジェクトに関する討議録 ( R / D ) .....	14
Ⅶ 討議録に関する補促説明 .....	37
Ⅷ 実施計画立案及びプロジェクト実施上の留意事項 .....	40
Ⅸ プロジェクトの目的及び年間作業計画 .....	45
X 日本人専門家の主要活動内容 .....	47
XI 日系漁業関係者との協議内容 .....	51
XII プロジェクトの評価基準にかかるコメント .....	54
XIII プロジェクト実施状況とりまとめ .....	57
第 2 部 資 料 編 .....	73
Ⅰ 現学校における試験及び自由試験 .....	75
Ⅱ 現学校における時間割／コース別 .....	143
Ⅲ 甲板部コースの座学・実習クラス単元配分将来計画 .....	145
Ⅳ 現学校におけるコース別カリキュラム .....	146
Ⅴ カウンターパート候補者の履歴書 .....	154
Ⅵ 新学校建設無償資金協力にかかる交換公文 ( 1983. 12. 7 ) .....	166
Ⅶ ア国海軍と日本民間企業との契約を承認する特別法律 ( 1983. 12. 5 大統領署名 ) .....	172
Ⅷ その他 ( 現学校の教育制度にかかる事項 ) .....	178

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that proper record-keeping is essential for ensuring transparency and accountability in financial operations. This section also highlights the role of internal controls in preventing fraud and errors.

2. The second part of the document focuses on the implementation of robust risk management strategies. It outlines various risk assessment techniques and provides guidance on how to identify, measure, and mitigate potential risks. The text stresses the need for a proactive approach to risk management to protect the organization's assets and reputation.

3. The third part of the document addresses the importance of effective communication and reporting. It discusses the need for clear and concise communication channels and the role of regular reporting in keeping stakeholders informed. This section also touches upon the importance of transparency in financial reporting and the role of external audits.

4. The fourth part of the document discusses the importance of staying up-to-date with the latest regulatory requirements and industry trends. It emphasizes the need for continuous learning and professional development for all employees. This section also highlights the importance of maintaining strong relationships with regulatory bodies and industry associations.

5. The fifth part of the document discusses the importance of maintaining a strong corporate governance framework. It outlines the key elements of a good corporate governance system, including the role of the board of directors, the importance of ethical standards, and the need for regular monitoring and evaluation. This section also touches upon the importance of stakeholder engagement and the role of the company in society.

6. The sixth part of the document discusses the importance of maintaining a strong financial position. It outlines various financial management techniques and provides guidance on how to optimize the organization's financial performance. This section also touches upon the importance of maintaining a strong credit rating and the role of financial planning in long-term success.

7. The seventh part of the document discusses the importance of maintaining a strong operational efficiency. It outlines various operational management techniques and provides guidance on how to streamline processes and reduce costs. This section also touches upon the importance of maintaining a strong quality management system and the role of continuous improvement in operational excellence.

8. The eighth part of the document discusses the importance of maintaining a strong human resource management system. It outlines various HR management techniques and provides guidance on how to attract, develop, and retain top talent. This section also touches upon the importance of maintaining a strong organizational culture and the role of HR in driving business success.

9. The ninth part of the document discusses the importance of maintaining a strong environmental, social, and governance (ESG) profile. It outlines various ESG management techniques and provides guidance on how to integrate ESG into the organization's core business strategy. This section also touches upon the importance of maintaining a strong reputation and the role of ESG in driving long-term value creation.

10. The tenth part of the document discusses the importance of maintaining a strong digital transformation strategy. It outlines various digital management techniques and provides guidance on how to leverage technology to drive business growth and innovation. This section also touches upon the importance of maintaining a strong cybersecurity posture and the role of digital marketing in reaching new markets.

第 1 部 本 論



## Ⅰ プロジェクトの経緯

- (1) 本プロジェクトの経緯について述べる前に、プロジェクトの名称そのものについて先ず説明しておきたい。昭和56年4月の事前調査段階では、アルゼンティン共和国マルデルプラタにある「連邦漁業第一学校」を発展的に解消して、新たな用地に「漁業訓練センター」を設立することが計画されていた。同国は、かつて連邦漁業学校をいくつか開校する予定であったが、同第一学校しか開校されなかった。そのため第一校であることを示す名称は一般的には用いられず、単に「連邦漁業学校」と称されてきた。連邦漁業学校は西語で Escuela Nacional de Pesca と呼ばれ、それはまた「国立漁業学校」とも翻訳されてきた。そこで、プロジェクト名をどうするかであるが、事前調査段階から用いられてきた名称である「漁業訓練センター」を我方において固執すれば、アルゼンティン共和国側の要望、すなわち Escuela Nacional de Pesca の名称をそのまま踏襲したいという要望と抵触することになり、双方における混乱を避けるためには統一名称を用いる必要がある。この点について、58年4月6日実施協議調査団の報告時の各省会議において論議されたが、結局、プロジェクトの正式名称を「国立漁業学校プロジェクト」とすることが決定された。
- (2) 上記のことを念頭において本プロジェクトの経緯について述べると以下の通りである。技術協力プロジェクトとしては、昭和53年8月、当時の農林水産大臣鈴木善幸氏の訪アの時に、アルゼンティン共和国政府から非公式に要請があったのがきっかけである。アルゼンティン国は、バタゴニア海域等において豊富な漁業資源を有し、これの未利用資源の開発を図って漁業を振興せざることを計画しており、更に水産物の輸出拡大を期待している。このために漁業従事者等の人材養成、その質的向上を図る必要があることを認識して、「漁業訓練センター」の設立構想をたて、我が国に技術協力を要請したものである。
- (3) 昭和54年10月には、グイデラ前アルゼンティン共和国大統領が訪日し、故大平総理大臣との共同コミュニケにおいて、我が国として、同漁業訓練センターに関して技術協力をを行う用意がある旨表明された。これに基づいて、我が国から昭和55年度予算にて本プロジェクトに係る事前調査団が56年4月3日～23日まで派遣されることになった。
- (4) この間、昭和55年4月には、本プロジェクトに関してアルゼンティン共和国経済省海洋庁から計画構想が提出され、船長及び機関長等の漁船乗組員（漁船員）の養成につき、日本側と協議したいとの要請が出された。これとともに、同55年9月に、本プロジェクトの関連で研修員2名（海洋庁顧問 Aguirre 及び INIDEP 漁具漁法部長 Ercoli）を受入れ、漁業教育について特に理解を深めるよう配慮しつつ、我が国の漁業事情を視察させ、かつ本プロジェクトについて意見の交換を行った。
- (5) 事前調査団は、予定どおり上記期間に派遣され、アルゼンティン共和国関係機関（海軍本部教育総局等）との打合せ、協議の他、プロジェクトの候補地 Mar del Plata（マルデルプ

ラタ)での現地調査を通じ「漁業訓練センター」に関する要請の背景、設立計画の内容等の調査及び確認、我が国の技術協力の可能性及び方向性等を明らかにした。

- (6) その後、昭和57年1月31日から2月20日まで現国立漁業学校校長Ortiz及びINIDEP船舶部長Colangeloを本プロジェクトの関連で受入れ、JICAの技術及び無償協力のシステム及びプロジェクトにつき協議するとともに、JICA神奈川センター、三崎水産高校、下関水産大学校、東京水大等の水産教育施設の視察を行わせしめた。
- (7) 帰国後、ア側は「準備設計書—国立漁業学校」なるもの(西文名Anteproyecto—Escuela Nacional de Pesca)を作成し、外交ルートを通じて我が方に同書を送付するとともに、同学校に対する無償資金協力をも絡めて技術協力につき我が国に要請してきた。
- (8) マルビナス紛争中は何らの進展もなかったものの、紛争が一段落した昭和58年3月に本実施協議調査団(前水産庁次長、恩田幸雄団長以下5名)が派遣され、国立漁業学校の新たな設立に関する計画、漁船員の養成計画等につき確認するとともに、プロジェクトのマスタープラン及び実施体制につき大筋合意に達した。また、同新学校の施設全体計画についても概略確認を行った。
- (9) その後、58年7月26日～8月19日まで無償資金協力にかかる基本設計調査団(水産庁小坪覚団長、コンサルタント：OAC設計及び日本水産)が派遣され、新学校建設にかかる基本設計が実施された。更には、同基本設計ドラフトレポート説明チームが58年10月15日～24日まで派遣され、基本設計につきア側の了解をとりつけた。
- (10) 同説明チームの派遣と相前後して、技協ベースの計画打合せチーム(前水産庁次長、恩田幸雄団長以下5名)が58年10月25日～11月11日まで派遣され、R/Dにつきア側海軍教育総局と協議を行なった後、R/Dはイニシャル・サインによる仮署名が行なわれた。これは、無償協力実施の前提となっていたア国特別法律の制定がなされていなかったことによるものである。
- (11) 58年12月5日(ア国軍事評議会の解散日)、ア国ビニョーネ大統領が前記法令に署名したのを受けて、12月7日無償協力にかかるE/N署名が行われると共に、引き続き12月9日R/DについてもJICAブエノスアイレス支部長と海軍教育総局長との間で正式署名がなされるに至った。

## Ⅱ チームの派遣目的

本計画打合せチームの派遣目的は以下のとおりである。

- (1) ア国海軍教育総局等と協議のうえ、本技術協力プロジェクトに係る討議録（R/D）を締結し、Tentative Implementation Programを策定する。
- (2) プロジェクト協力期間における実施計画を策定し、その円滑、効果的な運営、実施のための諸条件の整備を図る。

（注）本プロジェクトの成立はマルビナス紛争等の事情で大幅に遅延しており、専門家も赴任していない。この状況下での詳細な実施計画の策定は困難でもあり、又好ましくないので、後刻専門家が策定するに際して有益と思われる全般的指針（ガイドライン）につき協議するものとする。

また、協力期間のうち当初1年間はプロジェクト準備期間として位置づけられているが、同期間において専門家がなすべき準備計画につき重点的に協議するものとする。

更に、ア国海軍はこの種のプロジェクト方式技術協力を実施するのは初めてのケースであるので、プロジェクトの円滑、効果的な実施に必要な諸条件につき、全般的に協議するものである。

### Ⅲ チームの団員構成

計画打合せチーム：Project Formulation Team

	氏 名	分 野	所 属
1	恩 田 幸 雄	団 長 ・ 総 括	(社)日本栽培漁業協会理事長
2	小 塚 覚	副 団 長 ・ 漁 業 技 術	水産庁海洋漁業部国際課々長補佐
3	前 田 弘	団 員 ・ 漁 業 教 育	水産大学校教授(漁法学)
4	深 田 耕 一	団 員 ・ 訓 練 計 画	同上 助手(漁業学科)
5	中 内 清 文	団 員 ・ 業 務 調 整	国際協力事業団林業水産開発協力部, 水産業技術協力室職員

(注) 派遣期間

1	恩 田 幸 雄	58. 10. 22 ~ 11. 2 ( 12日間 )
2	小 塚 覚	58. 10. 25 ~ 11. 11 ( 18 " )
3	前 田 弘	58. 10. 22 ~ 11. 11 ( 21 " )
4	深 田 耕 一	58. 10. 28 ~ 11. 11 ( 15 " )
5	中 内 清 文	58. 10. 25 ~ 11. 11 ( 18 " )

(注) 深田耕一団員については、長期調査員として派遣され、本調査団に合流したものである。

(注) 本チームの英文名は上記のとおりであるが、これはR/Dを協議し、署名することからこの英文名称が付されたものである。

Ⅳ チームの日程

日順	月/日	日 程	協 議 先 等
《基本設計ドラフト説明チーム：小塚団長，中内，大橋，花村各団員》			
1	10/15 (土)	東京 $\xrightarrow{\text{JL 006 便}}$ NY	
2	16 (日)	AR327 便 ← ブエノスアイレス	小沢一等書記官，河合JICA支部担当者 と日程等につき事前打合せ
3	17 (月)		10:00～基本設計ドラフトレポート 概略説明(海軍教育総局) 15:00 JICA齊藤支部長表敬打合せ 16:00～企画庁表敬訪問 17:00 大使館齊木大使表敬訪問
4	18 (火)		10:00～レポートにかかるORTIZ 校長との協議(JICA支部)
5	19 (水)		10:30～レポートにかかるORTIZ校 長との協議(ドラフトレポ ート修正箇所最終確認/ JICA支部) 15:00～海洋庁漁業担当次官 Fermepin 表敬訪問 16:00～ORTIZ 校長とミニッツ協 議(JICA支部)
6	20 (木)		15:00～ORTIZ 校長とミニッツに つき最終確認(JICA支部)
7	21 (金)		9:00～ミニッツ署名(海軍教育総 局) 11:30～大使館最終報告 15:00～技協プロジェクトR/D案協 議及びプロジェクト運営にか かる説明(JICA支部)

8	22 (土)	(大橋, 花村団員帰国)	団内協議
(計画打合せチーム: 恩田団長, 小塚副団長, 前田, 深田, 中内各団員)			
9	23 (日)	(恩田団長, 前田団員到着)	13:00 ~ 小沢一等書記官, 河合JICA 支部担当者等と事前協議
10	24 (月)		9:30 海軍教育総局長表敬訪問 12:00 大使館斉木大使表敬訪問 15:00 ~ R/Dについて協議(JICA 支部)
11	25 (火)		18:15 企画庁表敬訪問 9:45 JICA斉藤支部長表敬 10:00 ~ R/Dにつき協議(JICA 支部)
12	26 (水)		10:30 ~ R/Dにつき最終確認
13	27 (木)		15:30 ~ 海軍教育総局長・恩田団長, 小塚副団長とのトップ会談 18:30 ~ 外務省ムサキオ経済協力局 長表敬訪問
14	28 (金)	ブエノスアイレス→ブエルトマドリン	
15	29 (土)	(深田団員到着)	ブエルトマドリン漁港, 加工施設等視察
16	30 (日)	ブエルトマドリン→ブエノスアイレス	
17	31 (月)	(恩田団長帰国)	10:00 ~ R/Dのチェック及びプロ ジェクトの実施計画打合せ 14:30 ~ 海洋庁表敬 15:30 ~ 海軍教育総局にてR/D仮 署名
18	11/ 1 (火)	ブエノスアイレス→マルデルプラタ	14:30 ~ プロジェクトの実施計画打 合せ

19	2 (水)		10:00～ORTIZ校長とのプロジェクト実施計画打合せ 15:00～カウンターパート候補者(3名)との協議
20	3 (木)	マルデルプラタ→ブエノスアイレス (小塚団長, 中内団員)	9:30～INIDEPとの協議 15:00～中村日本人船長表敬訪問
21	4 (金)		10:00～ORTIZ校長との協議 (JICA支部) 15:00 大使館にて協議
22	5 (土)	マルデルプラタ→ブエノスアイレス (前田, 深田団員)	団内協議(前田及び深田団員は4-5日, マルデルプラタにて漁業事情等につき調査)
23	6 (日)		資料整理
24	7 (月)		10:00～団内協議(JICA支部) 15:00～ORTIZ校長との協議(＃)
25	8 (火)	ブエノスアイレス→リオデジャネイロ AR332便	10:00～海軍教育総局表敬 11:00～JICA最終報告 12:00 大使館報告
26	9 (水)	リオデジャネイロ	
27	10 (木)	RG832便	
28	11 (金)	東京	

参考資料 ( 当初の派遣日程計画 )

		ドラフトレポート説明チーム ( 無償部 )				計画打合せチーム ( 水産室 )				
		(官)	(官)	(民)	(民)	Project Formulation Team				
		小 坪 覚	中 内 清 文	大 橋 昇	花 村 勉 己	( RD リオデジャネイロ )				
		( BA フェノスアイレス ) ( MDP マルデルプラタ ) ( LA ロスアンゼルス )				小 坪 覚	中 内 清 文	恩 田 幸 雄	前 田 弘	深 田 耕 一
10/15	土									
16	日									
17	月									
18	火									
19	水									
20	木									
21	金									
22	土									
23	日									
24	月									
25	火	居残り	居残り							
26	水	居残り	居残り							
27	木									
28	金									
29	土									
30	日									
31	月									
11/ 1	火									
2	水									
3	木									
4	金									
5	土									
6	日									
7	月									
8	火									
9	水									
10	木									
11	金									
						JL 日本航空 AR アルゼンティン航空 RG パリグ				



6



## V 主要面会者リスト

(アルゼンティン側)

- 1 Carlos Alberto A. Bonino 海軍教育総局長(海軍少尉)
- 2 Juan Carlos Moeremans 同局次長(海軍大佐)
- 3 Juan Alberto Romanella 同局海軍人事部アドバイザー(退役海軍大尉)
- 4 Juan Alberto Ortiz 国立漁業学校校長(退役海軍大佐)
- 5 Alfonso David Giavedoni 同校副校長(退役海軍少佐)
- 6 Jorge Bonnesserre 経済企画庁 Vice-Comodoro
- 7 Liliana Goenaga 経済企画庁二国間協力課長
- 8 Raul R. Fermepin 海洋庁漁業総局長
- 9 Musachio 外務省経済担当次官

以上の他、Diego R. Maqui(国立漁業学校漁具漁法担当教授)を含む航海担当教授、漁獲物処理担当教授とも会談した。また、INIDEPにおいては、Rumen Ercoli(漁具漁法部長)、Hector O. Colangelo(船舶部長)、水産加工部門の責任者(部長クラス)とも会談を行い、プロジェクトに関し意見交換を行なった。

(日本側)

### I 日本大使館

- 1 齊木特命全権大使
- 2 大島弘輔公使
- 3 小沢祐享一等書記官
- 4 稲賀淑子三等書記官

### II JICAブエノスアイレス支部

- 1 齊藤正次支部長
- 2 尾野公治総務課長
- 3 河合恒二職員
- 4 久木雄三職員
- 5 知念るり子職員

## Ⅵ 国立漁業学校プロジェクトのための 技術協力に関する討議録

国立漁業学校プロジェクトに関する技術協力計画の詳細を策定する目的で、1983年10月23日から11月8日まで、アルゼンティン共和国を訪問したところの、日本栽培漁業協会理事長恩田幸雄氏を団長とする日本プロジェクトフォーミュレーションチームによってなされた勧告に関し、国際協力事業団（以下「JICA」という。）は、ア国におけるJICAの斉藤正次常駐代表を通じて、ア国政府関係当局との間で、上記プロジェクトの成功裡の実施のために、両国政府によって取られるべき望ましい措置について、一連の協議を行なった。

当該協議の結果、JICA及びア国政府関係当局は、1979年10月11日東京にて署名された「日本国政府とア国共和国政府との間の技術協力に関する協定」(el Convenio Sobre Cooperacion Técnica entre el Gobierno del Japón y el Gobierno de la República Argentina)の条項を考慮して、本附属文書に言及されている事項について各々の政府に勧告することに合意した。

ブエノスアイレス 1983年12月9日

斉藤正次  
常駐代表  
国際協力事業団  
日本国

カルロス アルベルト A. ボニーノ  
少将  
海軍教育総局長  
アルゼンティン共和国

### 附 属 書

#### I 両政府間の協力

- 1 日本国政府とアルゼンティン共和国政府は、国立漁業学校における海洋漁業の教育を向上させ、もってアルゼンティン共和国の海洋漁業の発展に寄与するという目的のために、国立漁業学校プロジェクト（以下「プロジェクト」という）を実施する上で相互に協力する。
- 2 プロジェクトは、Annex Iのマスタープランに従って実施される。

#### II 日本人専門家の派遣

- 1 日本国の現行法令に従い、日本国政府はその技術協力計画に基づく正規の手続きによって、Annex IIに列挙する日本人専門家の役務を自己の負担において提供するためにJICA

を通じて必要な措置をとる。

- 2 上記1にいう日本人専門家及びその家族はアルゼンティン共和国において、Annex IIIに列挙する特権、免除及び便宜を与えられるものとし、それらは同様の任務を遂行している第三国又は国際機関の専門家に与えられている特権、免除及び便宜を下廻らないものとする。

### III 機材の供与

- 1 日本国の現行法令に従い、日本国政府は、その技術協力計画に基づく正規の手続きによってAnnex IIIに列挙するプロジェクトの実施に必要な機械、装置及びその他の資材（以下「資機材」という）を自己の負担において供与するためJICAを通じて必要な措置をとる。
- 2 資機材は、陸揚の海港あるいは空港にてアルゼンティン共和国当局へCIF建てにて引き渡される時点で、アルゼンティン共和国政府の財産となる。そして、それらの資機材はAnnex IIに列挙する日本人専門家との協議をもつてプロジェクトの実施のために使用されるものとする。

### IV アルゼンティン人員の研修

- 1 日本国の現行法令に従い、日本国政府はその技術協力計画に基づく正規の手続きによって、プロジェクトに関係するアルゼンティン人員を日本国における技術研修のために自己の負担において受入れるために、JICAを通じて必要な措置をとる。
- 2 アルゼンティン共和国政府は、アルゼンティン人員が日本国における技術研修によって得た知識及び経験がプロジェクトの実施のために効果的に利用されることを確保するために必要な措置をとる。

### V アルゼンティン・カウンターパート及び管理人員の役務

- 1 アルゼンティン共和国の現行法令に従い、アルゼンティン共和国政府は、Annex IVに列挙されるアルゼンティン・カウンターパート及び管理人員の必要な役務を自己の負担において確保するための必要な措置をとる。
- 2 アルゼンティン共和国政府は、Annex IIに特記されるような日本国政府によって派遣される各々の日本人専門家に相対する適格な有資格の人員を必要な数だけ配置する。

### VI アルゼンティン共和国政府によってとられるべき措置

- 1 アルゼンティン共和国の現行法令に従い、アルゼンティン共和国は自己の負担において提供するために次の必要な措置をとる。
  - (1) Annex Vに列挙する土地、建物及び施設

- (2) 上記Ⅲに基づき、JICAを通じて供与されるもの以外で、プロジェクトの実施に必要な機械、装置、器具、車輛、工具、予備部品及びその他必要な資材の調達又は取り換え。
  - (3) 日本人専門家のアルゼンティン共和国国内における公的旅行のための交通手段及び旅行手当
  - (4) アルゼンティン関係当局の現地事情及び財政的能力を考慮しての日本人専門家及びその家族のための適切な家具付住宅
- 2 アルゼンティン共和国の現行法令に従い、アルゼンティン共和国政府は次のものを負担するために必要な措置をとる。
- (1) アルゼンティン共和国国内における資機材の輸送、並びにそれらの据付け、運転及び保守に必要な経費
  - (2) アルゼンティン共和国国内において資機材に対して課せられる関税、国内税及びその他の課徴金
  - (3) プロジェクトの実施に必要な全ての運営費

#### Ⅶ プロジェクトの運営管理

- 1 海軍教育総局長は、プロジェクトの実施について全体的な責任を負う。
- 2 国立漁業学校の校長は、プロジェクトの長として、プロジェクトの管理、運営上の事項について責任をもつ。
- 3 日本のチーフ・アドバイザーは、プロジェクトの長に対して、プロジェクトの実施に関して技術的及び管理運営上の事項に関し、必要な勧告及び助言を提供する。
- 4 日本の専門家は、プロジェクトの実施に関する事項について、アルゼンティン・カウンターパートに対して必要な技術的指導及び助言を行なう。
- 5 プロジェクトの効果的及び成功裡の実施のために、Annex VIに言及される機能と構成をもつ合同委員会が設置される。

#### Ⅷ 日本人専門家に対するクレーム

アルゼンティン共和国政府は、プロジェクトに従事する日本人専門家に対して、アルゼンティン共和国における職務の遂行に起因するか、その遂行中に発生するか、またはその遂行に関連するクレームが生じた場合には、そのクレームに対する責任を負う。但し、日本人専門家の故意又は重大な過失から生じる責任についてはこの限りではない。

#### Ⅸ 相互協議

両国政府はこの附属文書から生じる、又は関連して生じるいかなる重要問題についても相互に協議する。

## X 協力期間

この附属文書に基づくプロジェクトの技術協力の期間は、1984年4月1日から5年間とする。

しかし、プロジェクトの成功裡の実施のために協力期間を修正すべきかどうか評価するために、協力期間の三年目においてプロジェクトの実施の進捗に関して合同委員会による全体的なレビューが行なわれる。

## Annex I

### I マスタープラン

- 1 プロジェクトは、ブエノスアイレス州マルデルプラタに位置する国立漁業学校において実施される。
- 2 プロジェクトの目的は、次の分野におけるアルゼンティン・カウンターパートに対する技術的指導及び助言を通じて海洋漁業の教育を向上することである。
  - (1) カリキュラム編成
  - (2) 漁具漁法
  - (3) 漁獲物処理
  - (4) 航海及び漁業計器

### II 日本人専門家

- 1 チーフアドバイザー
- 2 調整員
- 3 専門家
  - (1) 漁具漁法
  - (2) 漁獲物処理
  - (3) 航海及び漁業計器

NOTE：上記分野及びその他の分野の短期専門家が、プロジェクトの円滑な実施のため、必要に応じて派遣されるかもしれない。

### III 機材のリスト

- 1 下記の分野における資機材
  - (1) 漁具漁法
  - (2) 漁獲物処理
  - (3) 漁業及び航海のオペレーション
- 2 視聴覚機器

3 車 輛

4 プロジェクトの実施に必要なその他の資機材

Ⅳ アルゼンティンカウンターパート及び管理人員のリスト

1 国立漁業学校 校長

2 " 副校長

3 " 総務部長 教務部長 調達部長

4 カウンターパート

(1) 漁具漁法

(2) 漁獲物処理

(3) 航海及び漁業計器

5 訓練船の船長及び機関長

6 管理人員

(1) 事務及びサービス要員

(2) 運転手及び人夫

Ⅴ 土地、建物及び施設リスト

1 国立漁業学校のための土地

2 下記のセクターを含む建物及びその他の附帯する建物

(1) 管理セクター

(2) 講 堂

(3) 教育セクター

3 施 設

(1) 日本人チーフアドバイザー、調整員及び専門家の事務室

(2) 教室、演習室、工作室

(3) 機械、機器及び資材のための倉庫

(4) ガレージ

(5) 訓練船の係留所

(6) 訓練船及び漁具

(7) プロジェクトの実施に必要なその他の施設

Ⅵ 合同委員会

1 機 能

合同委員会は、少なくとも年1回会合し、かつ必要な場合はいつでも会合し、次の活動

を行う。

- (1) 本討議録の枠組の下で策定された暫定的実施計画（TIP）に沿って、プロジェクトの年間作業計画（AWP）を策定すること。
- (2) 技術協力計画の全体的な進捗及び上記年間作業計画の達成状況についてレビューする。
- (3) 技術協力計画から生じるか、又は関連する主要問題につきレビューし、かつ意見の交換を行う。

## 2 構成

### (1) アルゼンティン側

#### (a) 委員長

海軍教育総局長

#### (b) 委員

国立漁業学校校長

国立漁業学校副校長

国立漁業学校総務部長、教務部長、調達部長

国立漁業調査開発研究所（INIDEP）所長

### (2) 日本側

#### (a) チーフアドバイザー

#### (b) 調整員

#### (c) チーフアドバイザーによって指名される専門家

#### (d) JICA代表

ノート (1) 日本大使館員がオブザーバーとして合同委員会に参加することもある。

(2) 国家企画庁、調整企画局代表及び経済省海洋庁漁業局代表がオブザーバーとして合同委員会に参加することもある。

国立漁業学校プロジェクトのための日本の技術協力に  
関する暫定的実施計画(TIP)

1983年12月9日に署名された討議録の範囲内で、アルゼンティン共和国における国際協力事業団常駐代表及びアルゼンティン関係当局は、別添のとおり国立漁業学校のための日本の技術協力(以下「プロジェクト」という)の円滑な実施のための暫定的な実施計画を共同して策定した。

暫定実施計画は、討議録の枠組内においてプロジェクトの実施中において変更されることもありうる。また、必要な予算が本プロジェクトの実施のために手当てされるという条件に依拠するものとする。

ブエノスアイレス 1983年12月9日

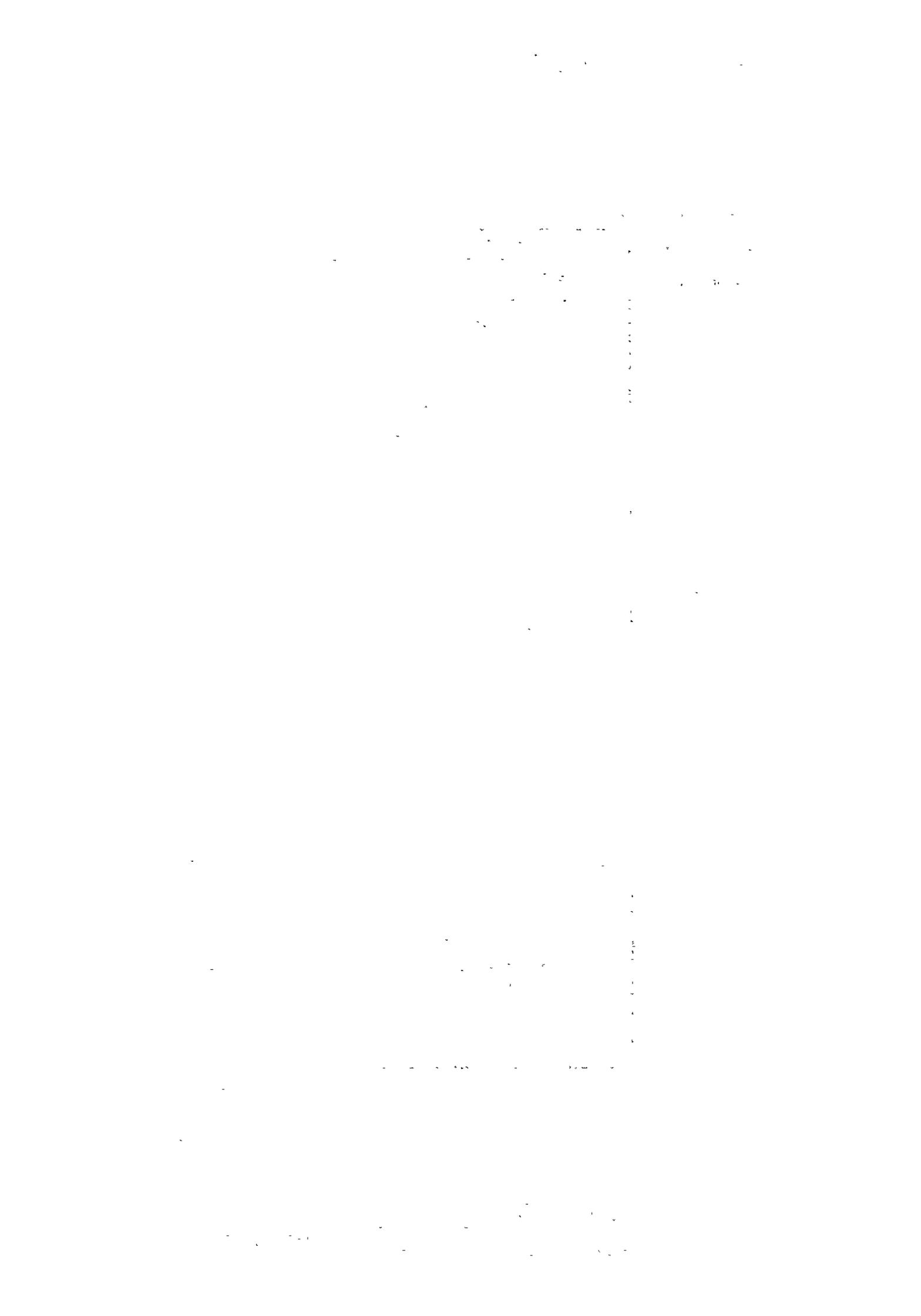
齊藤正次  
常駐代表  
国際協力事業団

カルロス アルベルト A. ボニーノ  
少将  
海軍教育総局長



暫定実施計画 (TIP)

カテゴリー	1984	1985	1986	1987	1988	1989
I 日本側						
I-1 専門家の派遣						
(1) 長期専門家						
- チーフアドバイザー						
- 調整員						
- 漁具漁法専門家						
- 漁獲物処理専門家						
- 航海及び漁業計器専門家						
(2) 短期専門家	--	--	--	--	--	
I-2 チームの派遣						
(1) 巡回指導チーム	-	-		-		
(2) 計画打合せチーム			-			
(3) エバリュエーションチーム					-	
I-3 カウンターパートの研修	-	-	-	-	-	-
I-4 資材機の供与		-	-	-	-	-
II アルゼンティン側						
II-1 アルゼンティン・カウンターパート						
II-2 プロジェクトの実施のための経費						

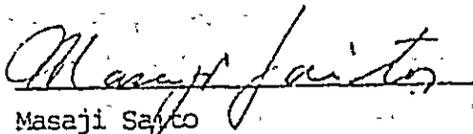


THE RECORD OF DISCUSSIONS  
ON THE TECHNICAL COOPERATION  
FOR THE NATIONAL FISHERIES SCHOOL (ESCUELA NACIONAL DE PESCA)  
PROJECT

The Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA"), with regard to the recommendation made by the Japanese Project Formulation Team, headed by Lic. Yukio Onda, President, Japan Sea-Farming Association, which visited the Argentine Republic from 23 October to 8 November 1983 for the purpose of working out the details of the technical cooperation program concerning the National Fisheries School Project, had a series of discussions through Mr. Masaji Saito, the Resident Representative of JICA in the Argentine Republic, with the authorities concerned of the Government of the Argentine Republic in respect of the desirable measures to be taken by both Governments for the successful implementation of the above-mentioned Project.

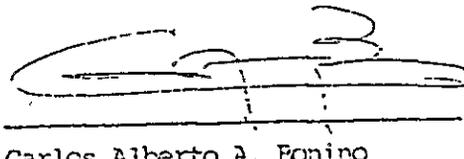
As a result of the discussions, JICA and the authorities concerned of the Government of the Argentine Republic, taking account of the provisions of the Agreement on Technical Cooperation between the Government of Japan and the Government of the Argentine Republic (el Convenio sobre Cooperación Técnica entre el Gobierno del Japón y el Gobierno de la República Argentina) signed at Tokyo on October 11, 1979, agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.

Buenos Aires, 9 December 1983.



Masaji Saito

Resident Representative  
Japan International Cooperation  
Agency  
JAPAN



Carlos Alberto A. Bonino

Contraalmirante  
Director General de Instrucción  
Naval - Armada  
ARGENTINE REPUBLIC

## THE ATTACHED DOCUMENT

### I. COOPERATION BETWEEN BOTH GOVERNMENTS

1. The Government of Japan and the Government of the Argentine Republic will cooperate with each other in implementing the National Fisheries School Project (hereinafter referred to as "the Project") for the purpose of upgrading the education of marine fisheries at the National Fisheries School and thus contributing to developing marine fisheries in the Argentine Republic.
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in I of Annex.

### II. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense services of the Japanese experts as listed in II of Annex through the normal procedures under the technical cooperation scheme of the Government of Japan.
2. The Japanese experts referred to in 1. above and their families will be granted in the Argentine Republic the privileges, exemptions and benefits no less favourable than those accorded to experts of third countries or of international organizations forming similar missions in the Argentine Republic.

### III. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense such machinery, equipment and other materials (hereinafter referred to as "the Equipment") necessary for the implementation of the Project as listed in III of Annex through the normal procedures under the technical cooperation scheme of the Government of Japan.

2. The Equipment will become the property of the Government of the Argentine Republic upon being delivered c.i.f. to the Argentine authorities concerned at the ports and/or airports of disembarkation, and will be utilized exclusively for the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts referred to in II of Annex.

#### V. TRAINING OF ARGENTINE PERSONNEL IN JAPAN

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to receive at its own expense Argentine personnel connected with the Project for technical training in Japan through the normal procedures under the technical cooperation scheme of the Government of Japan.
2. The Government of the Argentine Republic will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the Argentine personnel from technical training in Japan will be utilized effectively for the implementation of the Project.

#### V. SERVICES OF ARGENTINE COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

1. In accordance with the laws and regulations in force in the Argentine Republic, the Government of the Argentine Republic will take necessary measures to secure at its own expense the necessary services of Argentine counterpart and administrative personnel as listed in IV of Annex.
2. The Government of the Argentine Republic will allocate the necessary number of suitably qualified personnel corresponding to each Japanese expert to be dispatched by the Government of Japan as specified in II of Annex for the effective and successful transfer of technology under the Project.

#### I. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF THE ARGENTINE REPUBLIC

1. In accordance with the laws and regulations in force in the Argentine Republic, the Government of the Argentine Republic will take necessary measures to provide at its own expense:

- (1) Land, buildings and facilities as listed in V of Annex;
  - (2) Supply or replacement of machinery, equipment, instrument, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than those provided through JICA under III above;
  - (3) Transportation facilities and travel allowance for the official travel of Japanese experts within the Argentine Republic;
  - (4) Suitably furnished accommodations for the Japanese experts and their families, taking account of the local conditions and financial capabilities of the Argentine authorities concerned.
2. In accordance with the laws and regulations in force in the Argentine Republic, the Government of the Argentine Republic will take necessary measures to meet:

- (1) Expenses necessary for the transportation of the Equipment within the Argentine Republic as well as for the installation, operation and maintenance thereof;
- (2) Customs duties, internal taxes and any other charges, imposed on the Equipment in the Argentine Republic;
- (3) All running expenses necessary for the implementation of the Project.

#### II. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. The Director General of Naval Instruction (Director General de Instrucción Naval) will bear overall responsibility for the implementation of the Project.
2. The Director of the National Fisheries School, as the Head of the Project, will be responsible for the administrative and managerial matters of the Project.
3. The Japanese Chief Advisor will provide necessary recommendation and advice on technical and administrative matters concerning the implementation of the Project to the Head of the Project.
4. The Japanese experts will give necessary technical guidance and advice to the Argentine counterpart personnel on matters pertaining to the implementation of the Project.
5. For the effective and successful implementation of the Project, a Joint Committee will be established with the function and composition as referred to in VI of Annex.

#### VIII. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

The Government of the Argentine Republic undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the Argentine Republic except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

#### IX. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between the two Governments on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

#### X. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be five (5) years from the 1st of April of 1984.

However, there will be a general review by the Joint Committee on the progress of the implementation of the Project during the third year of the cooperation period in order to assess whether the term of cooperation should be modified for the successful implementation of the Project.

ANNEX I.

MASTER PLAN

1. The Project will be implemented at the National Fisheries School located in Mar del Plata, Buenos Aires Province.
  
2. The objective of the Project is to upgrade the education of marine fisheries through technical guidance and advice to the Argentine counterpart personnel in the following fields:
  - (1) Curriculum arrangements;
  - (2) Fishing gear and methods;
  - (3) Handling of caught fish; and
  - (4) Machinery and equipment related to navigation and fisheries.

## ANNEX II. JAPANESE EXPERTS

1. Chief Advisor

2. Coordinator

3. Experts in the fields of:

(1) Fishing gear and methods

(2) Handling of caught fish

(3) Machinery and equipment related to navigation and fisheries

Note: Short-term experts in the fields mentioned above and other fields may be dispatched, when necessity arises, for the smooth implementation of the Project.

ANNEX III. LIST OF EQUIPMENT

1. The Equipment in the following fields:
  - a) fishing gear and methods
  - b) handling of caught fish
  - c) operation of fisheries and navigation
  
2. Audio-visual aids
  
3. Vehicles
  
4. Other Equipment necessary for the implementation of the Project.

ANNEX IV. LIST OF ARGENTINE COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

1. Director, National Fisheries School
2. Subdirector, National Fisheries School
3. Heads of General Department, Educational Department, and Procurement Department, National Fisheries School
4. Counterpart Personnel in the fields of:
  - (1) Fishing gear and methods;
  - (2) Handling of caught fish; and
  - (3) Machinery and equipment related to navigation and fisheries
5. Captain and chief engineer of the training vessel
6. Administrative personnel
  - (1) Clerical and service employees
  - (2) Drivers and labourers

## ANNEX V. LIST OF LAND, BUILDINGS AND FACILITIES

1. Land (for the National Fisheries School)
2. Building including the following sectors and other incidental building(s)
  - (1) Administrative sector
  - (2) Auditorium
  - (3) Educational sector
3. Facilities
  - (1) Office(s) for Japanese Chief Advisor, coordinator and experts
  - (2) Class rooms, practice rooms and workshops
  - (3) Storage for machinery, equipment and materials
  - (4) Garage
  - (5) Moorage for the training vessel
  - (6) Training vessel and fishing gear
  - (7) Other facilities necessary for implementation of the Project.

## ANNEX VI. THE JOINT COMMITTEE

### 1. Functions

The Joint Committee will meet at least once a year and whenever necessity arises, and work:

- (1) To formulate the Annual Work Plan of the Project in line with the Tentative Implementation Program formulated under the framework of this Record of Discussions;
- (2) To review the overall progress of the technical cooperation program as well as the achievements of the above-mentioned Annual Work Plan;
- (3) To review and exchange views on major issues arising from or in connection with the technical cooperation program.

### 2. Composition

#### (1) Argentine Side:

##### (a) Chairman

Director General of Naval Instruction

##### (b) Members

Director, National Fisheries School

Subdirector, National Fisheries School

Heads of General Department, Educational Department,

and Procurement Department, National Fisheries School

Director of National Institute of Fisheries Investi-

gation and Development (Instituto Nacional de Investi-  
gación y Desarrollo Pesquero)

#### (2) Japanese Side:

##### (a) Chief Advisor

##### (b) Coordinator

##### (c) Expert(s) designated by Chief Advisor

##### (d) Representative of JICA

#### Note:

(1) Officials of the Embassy of Japan may attend the Joint Committee as observers.

(2) A representative of the Coordination and Planning Bureau, National Planning Agency (Subsecretaría de Coordinación y Planeamiento, Secretaría de Planeamiento) and a

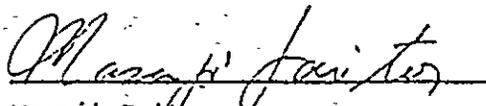
representative of the Fisheries Bureau, Marine Interests Agency, Ministry of Economics (Subsecretaría de Pesca, Secretaría de Intereses Marítimos, Ministerio de Economía) may attend the Joint Committee as observers.

TENTATIVE IMPLEMENTATION PROGRAM ON THE JAPANESE TECHNICAL  
COOPERATION FOR THE NATIONAL FISHERIES SCHOOL PROJECT

Within the scope of the Record of Discussions signed on 9 December 1983, the Resident Representative of Japan International Cooperation Agency in the Argentine Republic and the Argentine authorities concerned have jointly Formulated the Tentative Implementation Program for the smooth implementation of the Japanese Technical Cooperation for the National Fisheries School (hereinafter referred to as "the Project") as annexed hereto.

The Tentative Implementation Program is subject to change in the course of the implementation of the Project within the framework of the Record of Discussions, and also subject to the conditions that necessary budget will be allocated for the implementation of the Project.

Buenos Aires, 9 December 1983.-



Masaji Saito  
Resident Representative  
Japan International Cooperation  
Agency  
JAPAN



Carlos Alberto A. Bonino  
Contraalmirante  
Director General de Instrucción  
Naval - Armada  
ARGENTINE REPUBLIC

TENTATIVE IMPLEMENTATION PROGRAM

Categories	1984	1985	1986	1987	1988	1989
<p>I. Japanese Side</p> <p>I-1 Dispatch of Experts            (1) Long term experts            - Chief Advisor            - Coordinator            - Expert on fishing gear and methods            - Expert on handling of caught fish            - Expert on machinery and equipment related to navigation and fisheries</p>						
<p>(2) Short term experts</p>						
<p>I-2 Dispatch of Teams            (1) Technical Guidance Team            (2) Consulting Team            (3) Evaluation Team</p>						
<p>I-3 Training of Counterparts</p>						
<p>I-4 Provision of Machinery and Equipment</p>						
<p>II. Argentine Side</p>						
<p>II-1 Argentine counterparts</p>						
<p>II-2 Expenses for implementation of the Project</p>						

## Ⅶ 討議録に関する補促説明

### (1) 専門家の派遣時期について

本プロジェクトの開始時期は59年4月1日からであるが、同期日から起算して1～6ヶ月以内に派遣されることになろうとの説明に対し、ア側は原則的に了解した。これはア側の相対的なC Pの技術的レベルの高さ及び高年令、国民性、初めてのア国海軍でのプロジェクトの実施であること等を十分考慮に入れて、しかるべき適格な専門家を派遣する必要があり、その人選には相当の期間が必要であると予想されることになるものである。しかし、できるだけ早期に適格な専門家を派遣するにこしたことはなく、余り遅延するとプロジェクトの実施上諸々の支障をきたさないとも限らないので、留意を要する。

### (2) 専門家に対する交通費の支給について

ア側はR/Dに基づき、プロジェクトサイトであるマルデルプラタと首都ブエノスアイレス（JICA支部、海軍教育総局、海洋庁、企画庁等関係機関がある）間の旅費を海軍の旅費規程に従って、又等級に応じて国鉄運賃相当分を可能な限り負担することになっている。同旅費規程によれば特別緊急の場合を除いて、通常国鉄運賃が海軍関係者（管理職を含む）に支給されている。いずれにせよ、旅費にかかる日・ア双方の分担方法及び基準についてはプロジェクト開始後いずれ別途協議することになろう。

### (3) 専門家に対する住宅提供について

ア側の当初の基本的態度は、専門家に対する住宅提供義務条項がR/Dに規定される限り当然のことながら遵守する義務を負うことになるが、義務を十分履行しうる見通しが今もって立てられないので、この条項をR/Dから削除してもらいたいというものであった。これに対し、日本側は、日ア技術協力協定にも本件については規定されていることでもあり、又R/D上パターン化されているものであるから少なくとも削除することは不可能である旨主張した。

ア側の説明によれば、ア国海軍の予算システム上外国人のための住宅提供にかかる予算費目はなく、従って負担したくともシステム上予算確保が不可能であるというものである。ただ可能性があるとするれば、別費目で確保した予算を流用して民間アパートを海軍が借り上げ、それを提供するという方法が考えられるが、これも極めて例外的措置であり、確約することができないとの主張である。

日本側としては、住宅費の一部補てんであれば問題は余りないが（この場合でも、定額が毎月確保されるが、されない場合JICA支給住居手当の調整が極めて困難となる。その定額がドル建てかペソ建てかによっても実質的な受益額に微妙な影響が出てくる。更に、ア側の予算システム上この費目では計上困難であるという重要問題が依然残されている）、アパートそのものの提供がなされる場合にはJICAは原則として住居手当の支給を行わないので、

JICAから支給を受けている他のプロジェクト専門家との間で住宅規模レベルにつき不公平が生じることにもなりかねない。かかる問題が現実には生じないよう何らかの保証を取りつけようにも、全ては実際に確保される予算額に左右されるので、保証の事前取り付けは不可能であり、又、ア側がR/D上かかる保証をすることも到底了解しえないところである。

本件につきかなりのデッドロックに至ったが、協議を重ねた結果、日・ア技術協力協定に条件づけられている「ア国の現地事情及び財政能力を考慮に入れて」ア国は住宅を提供するという文言にすることとした。つまるところ、JICAが住居手当を支給することになり、ア側はできる限りの助力を行うことになっている。その助力の中には、専門家が住居を探す段階での手助けはもちろん含まれるが、専門家への一定額の補てんもありうる。月々一定額が確実に補てんされる場合は、必要な調整を行うことになる。

#### (4) プロジェクト協力期間について

実施協議チーム（58年3月）との間で、プロジェクトの期間は3カ年とすることで原則的に合意されていたところであるが、本計画打合せチームは5カ年間とするよう申し入れた。日本側は、5年間に強く固執した訳ではないが、プロジェクトは通常5カ年間であること、及び日本の予算システム上の理由を説明した結果、ア側は異論をはさまず了解した。

しかし、上記のような経緯もあり、またR/Dに規定されているとおり、3年目のいずれかの合同委員会においてア側としてはプロジェクトの継続を要請するか否かを別途協議することとしたいという意向である。

#### (5) プロジェクトの管理運営について

学校の運営管理にかかる決定権限はア国側にあり、又その責任はア側にある。基本的に、ア側の専権事項に対しては関与することはできない。例えば、学校での試験内容及及第点数にかかる決定はア国側にある。更に、海技資格を授与するに当たり、教科内容や単元数をどのように条件づけるかは、ア側の専権事項である。あるいは、教育期間延長や各種演習、実習にかかる単元数の拡大等の教育制度にかかる決定は最終的にはア側が行なう事項である（但し、それらについて日本側が必要な助言を行ないうることは言うまでもない）。いずれにせよ、ア側は自己の管理運営上の専権決定事項に関与されることを強く否定しており、特に留意を要する。

#### (6) CPの研修について

円滑かつ効果的な技術移転という観点からしてCPである学校の正・准教授、助手等の受入れを最優先にすべきであることは言うまでもないが、プロジェクトの円滑な運営管理という観点から、学校の運営管理者及びプロジェクトの関係者（例えば、合同委員会のメンバー等）をも受入れ、日本の漁業教育の現状を視察せしめることが必要であろう。本プロジェクトが成立するに至った大きな要因の一つは、日本の漁業教育について認識が皆無であった同漁業学校校長を招請し、我が国の先進的な漁業教育をつぶさに視察せしめたところにあった

といえる。プライドの高いCP等をして日本人専門家の指導を受け入れ易くするとともに、協力体制の確立、維持のためにも、CP及びプロジェクト関係者に我が国で研修又は漁業教育視察を行わせしめることは極めて有効である。

(7) 機材の供与について

59年度供与機材について検討し、決定するためには協力3分野の専門家の早期決定及び派遣が不可欠である。

専門家は同学校におけるカリキュラム、教育内容及びレベル等を十分把握し、かつ、今後の技術的指導内容をも併せて十分に考慮し、かつ、CPとも協議の上で59年度における必要機材を決定することが最初の業務として要請されることになる。

専門家の決定及び派遣が遅延すれば、59年度内に機材供与費を有効に使用できないばかりか、プロジェクトの実施計画の遅延につながりかねないので、この点十分留意すべき事項である。

また、アルゼンティン国内ではほとんどの資材が生産されている事情がある。メンテナンス(アフターサービス)の点から、又資機材の早期かつ効率的な活用の点からして、価格面を考慮に入れつつも、現地調達することが好ましい場合が多いものと思料される。しかし、現地調達する場合でも日本人専門家がそれに使い慣れていないこともあり、指導上支障が出ることもありえよう。もっとも、技術移転の受け手であるCPからすれば、現地調達の方がベターであると言えることもあろう。いずれにせよ、総合的見地からして現地購入が好ましい場合は、前向きに取り組んでいくことになる。

(8) チームの派遣時期について

毎年1回巡回指導チーム、あるいは計画打合せチームが派遣されることになるが、ア国の国内事情として、12月のクリスマス時期及び夏季休暇時期(1月上旬~3月上旬)は避ける必要がある。この時期は各関係者は不在になりがちであり、又そうでなかったとしても十分な受入れ、協議体制を確保することに多大の困難を伴うことになる。

## Ⅷ 実施計画立案及びプロジェクト実施上の留意事項

### (1) 一般的な背景

国立漁業学校に対する技術協力に当り、予め次の事項を認識しておく必要がある。

- 1) この学校は漁業従事者が、各段階の海技免状取得に必要な乗船履歴を得た後、4か月間職を離れ、それぞれの段階の海技免状取得を目的として教育を受ける機関である。

入学時に要求されるレベルは、小学校卒業者にとっては多少難しいが、中学校2・3年終了者にとっては易しいという程度である（入試問題は別添参照）。従って、学生に対して数学を補講的に教えているが、学生が高度の数学・力学・化学・電子工学等の基礎知識を持っていることは望めない。日本の漁業教育機関では、漁業に関する基礎知識はないが一般教養知識を有する中卒・高卒者を対象とするので、この点は全く異なる。

- 2) 海技免状を取得するための修業日数・各教科の内容と時間数に関する法的規定はない。各教科の時間数・内容と水準は学校の判断によって提案し、海軍当局の承認を得れば変更できることにはなっている。

- 3) 海技免状を取得する方法は学校を卒業すること以外に、海軍当局が実施する自由試験（Examen libre）もあるが、自由試験は次第に難しくなり、学校卒業の方が有利になりつつある。

- 4) 国立漁業学校における現行の授業は1日50分授業8時限（多くの場合2こま連続）・1週5日・19週間である。

- 5) 授業時間は午後2時から午後8時までであり、学生はこれ以外の時間に生活費を得るために働いている。

- 6) 教員はフルタイムでも午後2時から8時までが勤務時間であり、これ以外の時間は拘束されない。

漁具漁法・漁獲物処理の教員はINIDEP・Mar del Plata大学その他と兼業しており、学校と契約した時間以外は学校に出勤する義務はない。

- 7) テキストは前もって各先生が作り、学校が印刷し、紙代程度の費用で学生に配布する。

- 8) 現漁業学校には補助教育資材は少ないが、商船学校その他の状況によれば、模型・掛図・オーバーヘッドプロジェクター等が重要視されている。

- 9) INIDEP関係者は大部分（120名中105名）が生物学系の基礎教育を受けている。従って、漁具漁法・漁獲物処理に関する日本の専門家は、対応にあたりこの点を注意しなければならない。

- 10) Mar del Plataには、日本人会ができており、18才以上の人約200名登録されている。そのうち水産業関係者として、船長12名、機関部関係10名、一般漁船員30名（うち1名Pescador = 甲板長 5名）、冷凍工場関係2名（うち工場長1名）、電子機器

販売修理関係1名、仲買・レストラン経営1名がいる。これらの人達の意見はおおいに参考になると考えられる。

### (Ⅲ) 立案・実施上の留意点

#### 1) 既存国立漁業学校の性格

同学校はア国の社会的、経済的、歴史的諸条件のなかで設立、運営されてきたものであり、日本における諸条件の下で発展してきた水産高校とは異なる性格付けがなされてきたことを充分理解する必要がある。一定の海上経験を経ていること及びその他の条件の下に入学を許可される生徒の目的はより上級の海技資格を取得することである。学校の第一義的目的は、所定のカリキュラムをもって講義を与え（教育期間4～4.5カ月）、試験合格者には各段階の海技資格（甲板・機関部）を与えることである。

#### 2) 教育システムについて

現学校ではそれなりの教育内容、方法が既存のものとして確立されているが、専門家がこれらの既存の教育内容、レベル、方法を充分掌握するにはかなりの長期間を要する。その掌握なくしては適格な技術的指導を行うことは当然のことながら困難である。専門家のCPになる教授の経験はかなりのものであり、又プライドも高いという国民性を考慮すれば、適切な技術指導を通じて専門家としての対外的信頼性を確保しつつ行くことが肝要であり、そのためには既存学校の教育内容、レベル、方法にかかる充分な理解が前提となる。

#### 3) カリキュラム再編成上の留意点

各種演習施設（訓練船舎）の充実に伴ない、その教育実施のためには単元数の拡充、並びにカリキュラム再編成が不可避であることはア側も想定しているところである。また、半日（午後）授業から全日授業への拡大、あるいは、教育期間そのものの延長もありうるものと考えている。

しかし、これまで確立されてきた教育システム、内容等はア国内の諸条件を反映しているもので、それらの諸条件を十分考慮せず教育施設の拡充に伴なって急激に教育システム内容、単元数等を変更することは社会一般的にも、又教授・生徒等の関係者にとっても受け入れ難いものになるであろう、とア側は繰り返し主張してきた。

従って、学校の新建設がなされても、教育というソフトウェアの分野においては、徐々に変更、改善、質的向上を図って行くことが要請されている。

また、我が国の協力分野は、学校教育全般のうち主に漁業分野に関係したものに限定されているので、カリキュラム再編成においても他の教育分野との調整が不可欠である。漁業教育のレベル向上のためにはそれなりにより多くの教科内容及び単元数を確保できるに越したことはないが、一方的拡大は不可能であり、ア国の諸条件や生徒のレベル等を考慮

しつつ、バランスのとれた学校教育システムの質的发展を徐々に図って行く必要がある。

#### 4) CPの雇用関係について

我が国では終身雇用形態が一般的でそれは水産高校教員についても云えることである。日本での一般的社会事情として教員は終始一貫して担当教育の向上に専念していると云える。

しかし、ア国では「二足のワラジ」を履いているのが一般的である。本来、INIDEPの研究者あるいは管理職にありながら、学校との契約に基づいて一定時間講義を行うというパートタイム教授がほとんどである。フルタイム（契約上14:00-20:00まで拘束される）教授（正教授と呼ばれる）はごく限られているばかりか、契約時間外の午前中は全く拘束されるものではない。

従って、パートタイム、フルタイム教授のいずれであれ、専門家から指導を受けたり、専門家との協同作業を行うにしても契約変更して拘束時間を延長することが早晚必要とされよう。しかし、本来業務をもっている場合、時間延長に自ずから制約があるろう。

要するに、他のプロジェクトとは異なり、本プロジェクトのCPはフルタイマーとして全日拘束（雇用）されているものではなく、それ故に技術移転の効率的運営上かなり制約がある。プロジェクトの実施に際してはかかる社会的、特殊事情を十分考慮せざるをえないであろう。

#### 5) 職階制度について

海軍教育総局長（現役少将）— 学校長（退役大佐）— 副校長（退役少佐）— 教授及び他の職員との職階及び権限関係は極めて歴然としており、いかなる決定又は対応する場合でも十分留意する必要がある。専門家は主にCPである教授に対して指導、助言するものであるが、カリキュラムの再編成、教育内容の変更、テキスト改訂等は全て管理職である学校長の承認を必要とする。従って、教授との関係において学校長（副校長）の立場に十分配慮しつつ技術的指導を実施することが要請されよう。

#### 6) ア側の基本的見解

無償資金協力によって今回新学校の建設が行われることになっているが、ア側は施設の充実さえあれば自力で漁業教育の質的向上をはかりうるとの基本的見解と自負心を当初から持っていた。端的に云えば、専門家による技術協力については当初余り念頭にはなかったものである。しかし、ア国関係者の日本の漁業教育視察及び我國のシステム上無償協力と技術協力が一体となるべきものである旨の説明等によってはじめて日本の技術協力の受入れを検討したという経緯がある。従って、ア側の関係者（CP含む）は、これまでの経緯からして、日本人専門家による技術的指導の成行き、成果、意義を特段注視していることを絶えず念頭において、プロジェクト運営及び指導を行うことが肝要である。

## 7) INIDEPとの協力関係

同学校は間もなくINIDEPの施設内に同校分室を設けることになっている、新学校の建設中においては、日本人専門家は同分室を使用して業務を遂行することで合意している。また、新学校建設後にあっても、同分室はそのまま維持されるとともに、日本人専門家とCPの利用に資するためにプロジェクト技術協力室として開放される予定である。これは、CPとなる教授のほとんどはINIDEPの研究員等であることから、新学校が建設されても学校で講義する以外の時間帯は主にINIDEPに勤務することになり、従って、CPへの技術指導及びCPとの協同作業を、この分室・技術協力室においてもなしうよう整えておくことが円滑かつ効果的な技術移転上良策であるという現実的配慮によるものである。

CPがINIDEPの研究員、管理職である限り、CPへの指導、助言及びCPとの協同作業を通じての技術移転は、間接的にINIDEPへの技術移転という意義を持つものであり、その意味で専門家(長期・短期とも)は余力の許す限りにおいて、CPへの指導を通じてINIDEPへの協力が期待されている。

当初、R/D上にINIDEPへの技術協力条項をそう入するよう強い要望があったが、INIDEPの管轄が異なること(海洋庁の管轄)、並びに当初から学校に対する技術協力ということで協議されてきたことから、R/DにおいてINIDEPへの協力を約することは困難であるとして説得してきたところである。しかし、諸々の事情(①CPはINIDEPの関係者であること、②積極的な分室の提供、③海洋庁は学校に多大の補助金を提供していること、④INIDEP所長は合同委員会のメンバーとなっていること、⑤CPが学校にて講義する以外の時間帯においては、専門家はCPに対してINIDEPに設けられる分室にて技術的指導を行わざるをえず、又⑥それはプロジェクトの効果的な運営及び技術移転上避けがたい、等々の事情)を考慮すれば、専門家に余力のある限りにおいてINIDEPに協力することが好ましい。翻えて、INIDEPからの本プロジェクトに対する側面的な支援が強く期待されている。

指導・助言・作業項目／計画（素案）

年／月	1984												1985												1986												1987		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
プロジェクトにおける 作業計画	プロジェクト準備期間																																						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生活基盤の確立，語学的顧慮</li> <li>(2) ア国特殊事情，プロジェクト特殊事情の把握，現地の操業実態の把握</li> <li>(3) 現学校の教育システム，教育内容（教科書，教育レベル，試験問題 etc）の詳細掌握及びテキスト改訂，演習マニュアル作成の諸準備</li> <li>(4) 1987年3月までの日・ア共同作業計画・技術指導計画の立案</li> <li>(5) 技協機材計画立案（1984年分）</li> <li>(6) C P の研修計画立案</li> <li>(7) 合同委員会開催</li> <li>(8) 新学校の各種機材の試運転</li> </ul>												漁民漁法，漁獲物処理，漁業・航海計器																										
	立ち合い																																						
	巡回指導チームとの協議																																						
																									<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) カリキュラム再編成にかかる指導と助言</li> <li>(2) 講義ノート・テキスト改訂・増補にかかる指導と助言</li> <li>(3) 陸上演習にかかる指導と助言</li> <li>(4) 演習用指導要綱・マニュアル作成指導と助言</li> <li>(5) 視聴覚教材を含む各種の補助教材の共同製作</li> <li>(6) 海上実習にかかる指導と助言</li> <li>(7) 作業計画の見直し，機材計画，C P 研修計画策定上の指導</li> <li>(8) 合同委員会の開催，調査団の受入れと協議</li> <li>(9) プロジェクト運営全般にかかる指導と助言</li> </ul>														

## K プロジェクトの目的及び年間作業計画

### (1) プロジェクトの目的 (R/D第1条)

国立漁業学校における海洋漁業の教育の向上をはかり、もってA国の海洋漁業の発展に資する。

### (2) 教育の向上とその達成されるべきレベルについて

専門家による対CP指導及び助言を通じて、新たに建設される漁業学校の漁業関連施設及び資機材を教育面で活用することによって、可能な限り漁業教育の向上(充実)をはかるものとする。

(注) 3～5年間のプロジェクトにおいて、どの程度(レベル)まで教育の向上をはかるものとするか、その達成目標値を予め設定しておくことは事実上不可能である。つまりどのレベルまで教育の向上をはかりえたかという問題は、プロジェクトの目標をどの時点で100%達成されたものとみなすかという評価基準を採用することであり、これには極めて無理がある。よって、専門家は可能な限りの教育の向上をはかるものとし、その達成すべきレベルについては特段設定しないものとする。但し、教育の向上をはかるための方法論については、専門家が派遣された段階で検討に入ることになろう。又、教育の向上の上限については、記述のとおり極めて設定しがたいが、どの程度教育充実をなしえたか、それをより客観的に判断しうる評価基準については、別途慎重に検討の上、設定しておく必要がある。

### (3) 教育の向上をはかるためになされる主要な指導、助言内容/作業内容

プロジェクト協力期間のうち、当初1年間の準備期間においてなされるべき主要事項及びその後の本格的協力期間においてなされるべき指導・助言項目/作業項目についてはA側と非公式に協議し、案別添のとおり作成してきたが、専門家は少なくとも準備期間中においてA側と協議のうえ、当該指導・助言内容(項目・計画)/作業内容(項目・計画)を立案・確定することになろう。

### (4) プロジェクト年間作業計画の立案に当たって

R/D第1条及び同付属書(Annex)Iに明記されているとおり、本プロジェクトの目的とするところは、国立漁業学校における海洋漁業にかかる教育の向上をはかり、もってA国の海洋漁業の発展に資することである。

いずれの国においても漁業の発展・振興をはかる上で、漁業教育を充実させ、高度の近代的・専門的漁業知識を有する漁船乗組員・漁業従事者等の優秀な人材を育成することは重要な施策であることは論を待たない。

しかし、かかる漁業に関する教育に限らず、教育のレベルアップ、あるいは充実というのはエンドレスまたは半永久的な課題であり、かつ一般的・抽象的・長期的な大目標といえる。

かかる大目標を3～5年間のプロジェクトによって達成しうるものではなく、又、しようとするものではない。

翻って、この一般的大目標に沿ったより具体的なプロジェクトの実施上の目標というものを設定するとしても、3～5年間のプロジェクトで達成されるべき教育レベルの目標値を予め具体的に設定することは極めて困難と云わざるをえない。本プロジェクトのみならず、他の分野における同種の教育関連プロジェクトについても共通して云えることであろうが、プロジェクトの開始に先立って、この程度まで教育向上をはかるというレベル目標値の設定は極めて困難である。たとえ設定できたとしても、レベル達成目標値までどの程度接近しえたかを判断するための客観的評価基準を設定することはより困難である。

従って、本プロジェクトにおいても、3～5年間において、可能な限り同学校での漁業教育の充実をはかるということで、プロジェクトは実施されることになる。今後、専門家が検討せねばならないのは、可能な限り漁業教育の充実をはかるための具体的な方法論及び作業計画である。既存学校に比して新学校には各種教育（演習・実習）上の資機材が設置されることから、それら資機材が実際の教育面においてカリキュラム化され、更に実際に活用されるよう指導し、もって新学校における漁業教育を軌道に乗せることが、さし当たっての3～5年の目標となるであろう。

## X 日本人専門家の主要活動内容

### I 漁具漁法

A. 背景：アルゼンティンにおける漁業の90-95%はトロール漁業である。現在の漁場は海底地形が比較的平坦であるため高度の操業技術は必要でない。しかし、現漁場内の時間当りの漁獲量は年々減少しており、近い将来に複雑な海底地形の漁場でも操業しなければならなくなる事が予測されている。

トロールの方式は、新しい船では船尾式であるが、サイド・トロール及びサイド・ローラーを用いて船尾で曳網を行なうという特殊な方式が広く用いられている。また、中層曳きも行なわれつつあり、漁労計器も次第に普及しつつある。

無償で供与される計器のうち、航海学と直接関係のない計器について、その取扱法・保守・簡単な修理はこの分野に含まれる。

現在、この分野を教えているMaqui氏はパートタイムであり、従って何らかの措置がとられない限り授業のない時間における対話はあまり多く期待できないということになる。

B. 専攻分野：このような背景を考えると、この分野の専門家は実際のトロール操業の経験が豊富で、漁労計器による情報の活用法を教授できる事が望ましい。

漁労資材及びトロールに関する基礎的な部分のテキストは既にできているが、漁労計器に関するテキストはない。

C. 協力内容：例えば漁労計器に関する基礎・操作法・情報解読のマニュアルを作る事に協力・助言し、その後前記事項に関する教科書と掛図あるいはスライド・ビデオテープ等の補助教材の製作と複雑な地形における曳網法に対して協力・助言する事も一つの方法である。

漁具漁法は講義だけであったのが、各コースとも実習4単位(実習船における実習を含む)ずつがつくわわるので、この部分に関する教科内容の検討とノート・参考資料の作成に関する協力が多大の労力を割くことになるかもしれない。

D. その他の参考事項：漁具については、アルゼンティンで使用しているトロール網の大部分は2枚網で網丈は低い。4枚網は一部で使われている。

INIDEPのErcoli氏やカウンターパートのMaqui氏は模型実験や漁具設計の専門的知識も望んでいるが、この分野に関する設備もとぼしく、学校で教授する内容及びレベルから外れるかもしれない。現在、INIDEPにおいて模型網による研究が行なわれているが、そのレベルは低い。従って、実船経験の豊富な専門家であれば一応の対応が可能と考えられるが、これは協力の範囲外とするか十分検討されるべきであろう。漁網の改良は特許をうる大切な手段であるので、助言が教育に反映せず特許獲得に応用されることは多いにありうる事が留意されるべきである。

## II 漁獲物処理

A. 背景：アルゼンティンにおける漁獲物の大部分は、陸上あるいは海上で、ラウンドのまま、あるいはドレスやフィレーの形で凍結され、輸出に向けられる。国立漁業学校の入学者は漁船の経験者であり、卒業後は上級海技免状を取得して再び漁船に戻る。

Mar del Plataには多数の処理工場があり、それらの中には母船に装備されている Bardar 等の処理機械が多数設置されているものもある。

しかし、漁船より陸揚される原料魚の鮮度に問題がある。鮮度が良い原料魚からの製品はアメリカ・ヨーロッパ等に向けられるが、この水準の魚は不足している。鮮度が良くない魚からの製品はナイジェリア・ブラジル等に向けられるが、この水準の魚は余っており、現在は滞貨が大量にある。

船上における鮮度保持に対する考え方が最近になって理解されはじめたことが、一部の工場関係者およびカウンターパートからうかがえる。しかしながら、船上での魚倉管理は 2° Pescador の任務であり、この者は海技免状を必要としない。一般の漁船においては鮮度に関する考え方はほとんどなく、氷の入れ方・パーチメントペーパーの使用・ドレンの処理等鮮度保持に対する配慮もほとんど行なわれていない。

カウンターパートの1名は INIDEP と兼務の新任であり、もう1名は Mal Del Plata 大学付属の高校水準の学校の先生である。従って何らかの措置がとられない限り指定された時間以外の対話はあまり期待できなくなる。対象となる国立漁業学校の生徒も化学の基礎知識は期待できない。

B. 専攻分野：このような背景（魚の消費目的・船内における現状および赴任後対応せざるを得ないであろう INIDEP および工場関係者の基礎知識）を考えると、母船あるいは工船トロールにおける漁獲物処理に関して経験豊富な事が専門家として望ましい。

C. 協力内容：現在、漁獲物処理の教科は Patron de Pesca 1° の課程にあるが、この中には先生の専門上、魚の解剖・漁場に関する部分も含まれている。しかし、この部分については、テキストはできているので協力の対象から除外されるべきであると考えられよう。漁獲物処理に関して、実習設備・補助教材は皆無である。

また実習が上級2コースに各4単位ずつつくくわわるが、現在この分野に関する設備は全くなく、学生その他の基礎知識および海技免状を取得することを目的としていることを勘案し、それらに合致した実習計画の立案に関する協力には多大の労力がかかると考えられる。

従って、先ず無償で供与される設備のマニュアル作りの協力から行ない、その後に講義および実習の Patron de Pesca 1° に対するテキストの改訂と Capitan de Pesca に対するテキストおよび補助教材の作成に助言・協力することになると考えられる。しかし、鮮度に対する概念の普及から始まるので、作業の進展には過度の期待はすべきでない。

D. その他の参考事項：INIDEPの中にはアメリカ式の食品工学の考え方があり、これに対する対応には注意すべきである。アルゼンティンの食品検査規準に対する考え方及び練製品作成から更には缶詰等の食品加工に対する協力も希望されるだろう。これらは、国立漁業学校の学生に対する教育とかけ離れた問題であると思料されるが、今後どのように対応するか慎重に計画立案する必要があるだろう。

### Ⅲ 航海・漁業計器（レーダーシミュレーションを含む）

A. 背景：航海術・運用術は伝統を誇るアルゼンティン海軍の方式に従うので、専門家は関与する必要はない。しかし、関係者よりこの国における漁船の運用に関して注意すべき事項に関する知識を得ることはあまり期待できない。

国立漁業学校にはマグネット・コンパス以外の航海計器はほとんどない。しかし、漁船にはレーダー・方向探知機・人工衛星航法装置、SSB等が普及しているので、各種計器の簡単な理論の教授と使用法に関する実習の早急な実施が望まれる。

対象となる学生の水準とここの習慣より考え、修理は教育の対象とならない。航海術演習室には漁業に関する計器類も設置される。これらは漁具漁法のカウンターパートが担当することになるだろうが、基本的には漁具漁法専門家との密接な協力が必要であろう。

B. 専攻分野：この背景を考え、専門家は航海計器を専門とすることが望ましい。シミュレーターを使用した教育法は極めて特殊であるので、別途短期専門家をして指導に当たる他ないであろう。また、漁業計器も同じ実習室にあるので、それらは直接担当しないかもしれないが、それらに関する知識および漁船における使用経験も必要である。

C. 協力内容：本分野での目的は航海及び漁業計器に関する教育・実習とシミュレーターを使った教育方法の指導にある。現在の学校には航海計器はほとんどなく、カウンターの各計器についてある程度の基礎知識はあるにしても、シミュレーターを使用した教育の経験はない。しかも、国立漁業学校関係者の中で漁業操船について適確な解答をだせる人はないと考えられるので、アルゼンティン独自の漁業操船に関する知識と航海計器の普及状況・漁船における使用状況・使用法および画像解説に関する漁船員の理解度等に関する情報を集めることから始めなければならないだろう。

Capitan de Pesca と Patron de Pesca 1° に関する教育を中心とした協力が予想されるが、新しく入手したカリキュラム（計画案）によれば、今まで無かった航海術の実習が最下級の Patron de Pesca Costera から最上級の Capitan de Pesca まで各6-8単位（実習船における実習も含む）あり、単一の科目としては航海術の講義に次いで、他の科目よりはるかに多くの時間を割くことになっている。

この事から考えると、3分野の専門家のうち最大の負担がかかり最下級から最上級までのマニュアル・テキスト・補助教材の作成に追われることになる可能性がある。

先ず上記の事項に関する情報採集とカウンターパートに対し計器類の使用法とそれらに関する教育法を教え、更にマニュアル・テキスト等の製作に関する助言と協力に当ることになるだろう。

D. その他の参考事項：参考となるものはEscuela Nacional de Nauticaのシミュレーターに関する資料があると思われるが、漁労操船に関する部分はないだろう。また、漁労計器に関する現地における教育について参考となる資料は全くないと考えられる。

特に準備期間中、専門家の部屋はINIDEP内の学校分室（技術協力室）におかれるため、他の分野の専門家はINIDEP関係者とのかかわりあいに注意しなければならないが、この分野の専門家はINIDEP関係者との交流はなく、INIDEPに対する関係は他の専門家の場合と全く異なると考えられる。その反面、学校の専任職員の中に一般の航海計器やソナー等に詳しい人もいるので、学校関係者との対応は他の専門家の場合よりも若干異なることもありえよう。

## XI 日系漁業関係者との協議内容

### (I) 日系人船長との対談

日 時 1983年11月1日 20時～24時

場 所 北島氏自宅

( Calabria 3252, Mal Del Plata )

面会者 NAKAMURA Yoshio 元船長

TAKAHASHI Toshio Lisandro号 船長

KITAJIMA Toshio 計器修理販売業

SHIMODA Yoshifumi 川鉄商事社員

#### 1 海技免状および自由試験

商船学校卒業で商船の海技免状を所有していても、漁船に法定職員として乗組むときは漁船の海技免状を取得する必要がある。このとき、商船の海技免状に相当する漁船の海技免状の受験が可能かどうか、試験科目の一部が免除されるかどうかについては明らかでない。

最近、自由試験の問題が難しくなり、合格率は低下している。従来の自由試験は、小学校卒業程度の学力では合格は難しいが中学校2～3年修了の学力があれば合格は困難でないという水準であった。現国立漁業学校の入学試験も同水準である。

#### 2 現国立漁業学校卒業生の評価

一言で表現するならば「使いものにはなる」というのが適当である。卒業生と自由試験合格者を比較すれば、後者の方が仕事に対する情熱と根性がある。

#### 3 Ventura社の奨学制度

海上勤務年数1～2年を経過し、かつ勤務成績優秀な者が現国立漁業学校に入学する場合、午前中に陸上軽作業あるいは停泊当直に従事させ、通学を可能ならしめる。

#### 4 Lisandro号 (Ventura社所属・580D/Wトン)の乗組員構成と職掌

甲板部	士 官	船長 (Patron de Pesca 1°海技免状必要) 操業中の指揮・操船を行なう 副船長 (Patron de Pesca 2°海技免状必要) 航海中の操船をまかされる
	部 員	1° Pescador (=甲板長) 甲板上の作業すべての指揮を担当する 2° Pescador (=冷凍長) 魚倉担当 3° Pescador (=甲板康手) 漁具庫・資材担当 甲板員
機関部	(4名)	全員海技免状が必要

#### 5 Lisandro 号の乗組員について

意欲のある者、海技免状を取得して乗組んだ者は継続性がある。一旦下船して再び乗船する事例もあるが少数である。

#### 6 漁獲物処理・鮮度保持について

普通、1週間～10日間航海、4～5日間の操業で満船し氷蔵で持ち帰る。今まではどのような鮮度でも水揚げさえすれば全て売れたが、2年前より鮮度が価格に影響するようになり、最近では会社が鮮度に関してうるさく言うようになってきた。しかし、甲板上の作業指揮・魚倉管理は海技免状を持たない1°・2° Pescadorの仕事であり、甲板員は手間のかかる事をきらう傾向がある。

トロ箱一杯に魚を詰めると45kg入るが、鮮度が低下してブラジル・ナイジェリア向製品の原料魚となる。普通40kgとしているようであるが、Ventura社では3.8kgにして氷を加え鮮度の向上をはかっている。このため38kgでも40kg入と同水準の値がつく。しかし、パーチメントペーパーの使用、ドレンの処理等さらに鮮度を向上させるための配慮は全くなされていない。

一時期他社において、トロ箱それぞれに蓋をする事が試みられたが、面倒であることと蓋がこわれやすかったためこの方法は定着しなかった。

#### 7 漁業機器の水深表示について

アルゼンティン国の海図は最近のものはm表示である。しかし従来はFathom表示であったため、現場では今でもFathom単位が使われている。船長の操業感覚もFathomである。ところが漁業機器のほとんどは水深の表示がmあるいはFathomのどちらか一方だけであり、両方併用できるものはこの国では見あたらない。各船ともm-Fathom換算表を壁に貼って使用しているのが実状である。

従って現場では、

スケールはmとFathomが併記されているもの

デジタルの場合は切換スイッチにより両方の表示が可能なものが欲しいという強い要望がある。

(II) 日系人船長との対談

日 時 1983年11月4日 20時30分～24時

場 所 北島氏自宅

( Calabria 3252, Mal Del Plata )

面会者 .MARUYAMA Sumio Mellino V号 船長

MORIA Koji

AKINO Tetuo

KITAJIMA Toshio 計器修理販売業

SHIMODA Yoshifumi 川鉄商事社員

---

1 トロール船 Mellino V号

Frigorifico Mellino 社所属

約900D/Wトン

乗組員 21名 船長

副船長

機関部 ( 4名 )

甲板員 ( 15名 )

装備計器類 ジャイロコンパス

魚群探知機 2台 ( シムラド社製 )

レーダ 2台 ( JRC製 )

NNSS

SSB無線電話機 400W 1台

" 非常用 1台

VIIF無線電話機 1台

無線方向探知機 1台

2 Mellino 社の奨学制度

Mellino 社には奨学制度はないが、乗組員が国立漁業学校へ入学することとなれば、会社と交渉して契約により陸上の仕事をもらうこともあり得る。

3 その他

国立漁業学校への入学を希望している者は多い。

国立漁業学校への入学は海技免状を取得する点において有利である。